

経 済 産 業 省

2 0 2 2 0 9 2 1 貿 局 第 2 号
輸 出 注 意 事 項 2 0 2 2 第 2 4 号
経 済 産 業 省 貿 易 経 済 協 力 局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）
等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和4年10月6日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）
等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和4年12月6日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改 正 後	現 行
1-1 輸出の許可 (1) (略) (2) 輸出許可申請 (イ)・(ロ) (ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。 (a) 申請理由書 1通 (略) (注1) (略) (注2) <u>「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号）又は「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）において、輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書を求めている場合は、当該書面をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正、変更、分割及び再交付をする場合を除く。</u> (削る)	1-1 輸出の許可 (1) (略) (2) 輸出許可申請 (イ)・(ロ) (ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。 (a) 申請理由書 1通 (略) (注1) (略) (注2) <u>次のいずれかの場合（特に指示する場合はこの限りではない。）に限り、輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書（平成24年4月2日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成23・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）」の別記1（ア）参照）をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正、変更、分割及び再交付をする場合を除く。</u> <u>① 輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物。ただし、次に該当する場合を除く。</u> <u>イ 輸出令別表第1の2の項（3）、（4）、（6）、（8）又は（10）に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号（試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、別表第1の別紙の（注）に定める「い地域①」（以下ロからトまで及びリからルまでにおいて同じ。）又は「り地域」（以下ロからルまでにおいて同じ。）を仕向地とするもの</u> <u>ロ 輸出令別表第1の2の項（9）又は（11）から（52）までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの</u> <u>ハ 輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物のうち貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「い地域①」又は「り地域」</u>

(削る)

(削る)

を仕向地とするもの（貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物であって、「り地域」を仕向地とするものを除く。）

ニ 輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物のうち貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

ホ 輸出令別表第1の3の項（2）又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

ヘ 輸出令別表第1の3の項（3）に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

ト 輸出令別表第1の4の項（3）から（26）までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

チ 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当するものを除く。）であって、別表第1の別紙の（注）に定める「と地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの（貨物等省令第4条第十四号ロ又は貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物であって、「り地域」を仕向地とするものを除く。）

リ 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物のうち告示で定める貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

ヌ 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物であって、「い地域①」、別表第1の別紙の（注）に定める「ち地域」又は「り地域」を仕向地とするもの

ル 輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

②－1 輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域（輸出令別表第3の2に掲げる地域を除く。）を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第三号ロ若しくはニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

②－2 輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域（輸出令別表第3の2に掲げる地域に限る。）を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき、輸出令第4条第1項第三号ハの規定

に基づく通常兵器開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第三号ロ若しくは二の規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

- (注3) (略)
 (b) ～ (d) (略)
 (二) ・ (ホ) (略)
 (3) ～ (6) (略)

(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可

- (イ) 輸出令別表第1の解釈
 (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
1	(略)	(略)	
	輸出令別表第1の1の項(9)の附属品	次のいずれかに該当するもの(船上に設置されるものを含む。)	
		イ～ヘ (略)	
	(略)	(略)	
	防弾衣	(略)	
2	輸出令別表第1の1の項(11)の部分品	軍用ヘルメット用に特に設計したシェル、ライナー、コンフォートパッド又は防弾機能を有する取付け用のものを含む。	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
2	重水素化合物	(略)	医薬品又は治験薬であって、個人使用のための個別包装(瓶、バイアル、チューブ、PTP包装シート等に詰められたもの) されたも

- (注3) (略)
 (b) ～ (d) (略)
 (二) ・ (ホ) (略)
 (3) ～ (6) (略)

(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可

- (イ) 輸出令別表第1の解釈
 (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
1	(略)	(略)	
	輸出令別表第1の1の項(9)の附属品	次のいずれかに該当するものを含む。	
		イ～ヘ (略)	
	(略)	(略)	
	防弾衣	(略)	
2	(新設)	(新設)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
2	重水素化合物	(略)	(新設)

			<u>の（輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1グラム未満のものに限る。）を除く。</u>
	(略)	(略)	
	エンドエフェクター	(略)	
	<u>塗装用のもの</u>	<u>塗装用のブースで使用するように特に設計したものを含む。</u>	
	(略)	(略)	
3～5	(略)	(略)	
6	(略)	(略)	
	エンドエフェクター	(略)	
	<u>塗装用のもの</u>	<u>2の「塗装用のもの」の解釈に同じ。</u>	
	(略)	(略)	
	貨物等省令第5条に掲げる貨物	(略)	
	<u>貨物等省令別表第三の第3欄中の超合金</u>	<u>ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649度を超える温度における使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が850メガパスカルを超えるものをいう。</u>	
7	輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。	
		貨物等省令第6条第一号、第二号、第四号、第七号の二又は第八号の二から第八号の四までに該当する貨	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二まで

	(略)	(略)	
	エンドエフェクター	(略)	
	(新設)	(新設)	
	(略)	(略)	
3～5	(略)	(略)	
6	(略)	(略)	
	エンドエフェクター	(略)	
	(新設)	(新設)	
	(略)	(略)	
	貨物等省令第5条に掲げる貨物	(略)	
	(新設)	(新設)	
7	輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ又は同条第二号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。	
		貨物等省令第6条第一号、第二号、第四号、第七号の二又は第八号の二から第八号の四までに該当する貨	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ又は同条第二号から第十六号の二までに該当するものであつ

		物には、ウエハー上におけるパターン形成からパッケージングまでの工程の全ての状態のものを含む。	に該当するものであって、他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するよう設計したものを除く。
	(略)	(略)	
8	(略)	(略)	
9	データの機密性確保のための暗号機能	(略) イ 認証（使用者、プロセス又は機器の妥当性を確認すること（例えば、情報システムのリソースへのアクセスを許可するために妥当性を確認すること）をいう（メッセージその他情報の発信元又は内容の妥当性を確認すること及びパスワード、個人識別番号データ又は類似のデータの保護に直接関連しないファイル若しくはテキストの暗号化機能以外の全てのアクセス制御機能を含む）。） (略)	
	(略)	(略)	
10	(略)	(略)	
	貨物等省令第9条第十三号中の航海用レーダー	海洋、内陸水路又は沿岸環境における安全な航行のために <u>設計された</u> レーダーをいう。	
	(略)	(略)	
11	(略)	(略)	
	水中ソナー航法装置		水上船に組み込むよう設計したもの又は位置情報を提供する <u>音響</u> ビーコン若しくはブイを必要とするものを除く。

		物には、ウエハー上におけるパターン形成からパッケージングまでの工程の全ての状態のものを含む。	て、他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するよう設計したものを除く。
	(略)	(略)	
8	(略)	(略)	
9	データの機密性確保のための暗号機能	(略) イ 認証（使用者、プロセス又は機器の妥当性を確認すること（例えば、情報システムのリソースへのアクセスを許可するために妥当性を確認すること）をいう（メッセージその他情報の発信元又は内容の妥当性を確認すること及びパスワード、個人識別番号データ又は類似のデータの保護に直接関連しないファイル若しくはテキストの暗号化機能以外の全てのアクセス制御機能を含む）。） (略)	
	(略)	(略)	
10	(略)	(略)	
	貨物等省令第9条第十三号中の航海用レーダー	海洋、内陸水路又は沿岸環境における安全な航行のために <u>用いられる</u> レーダーをいう。	
	(略)	(略)	
11	(略)	(略)	
	水中ソナー航法装置		水上船に組み込むよう設計したもの又は位置情報を提供する <u>水中</u> ビーコン若しくはブイを必要とするものを除く。

	(略)	(略)
1 2～ 1 4	(略)	(略)
1 5	導電性高分子	(略)
	<u>入射面が平面状でない吸収材</u>	<u>角錐形、円錐形、楔形又は螺旋形のものを含む。</u>
	<u>平面状の吸収材</u>	(略)
	連続気泡発泡体	(略)
	貨物等省令第14条第二号ロ中の <u>近赤外線</u> の吸収材として使用するように <u>特に</u> 設計したもの	次のいずれかの用途に該当するように特別に設計又は調合した <u>材料</u> を除く。 イ・ロ (略)
	(略)	(略)

(ロ) (略)

(8)・(9) (略)

2～13 (略)

別表第1 輸出許可等事務の取扱区分 (略)

別紙 輸出令別表第1 貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(3) (略)

(4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が2.0キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」、「い地域②」又は「り地域」を仕向地とするもの

(5)～(11) (略)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

	(略)	(略)
1 2～ 1 4	(略)	(略)
1 5	導電性高分子	(略)
	(新設)	(新設)
	<u>板状の吸収材</u>	(略)
	連続気泡発泡体	(略)
	貨物等省令第14条第二号ロ中の <u>電波</u> の吸収材として使用する <u>ように設計したもの</u>	次のいずれかの用途に該当するように特別に設計又は調合した <u>もの</u> を除く。 イ・ロ (略)
	(略)	(略)

(ロ) (略)

(8)・(9) (略)

2～13 (略)

別表第1 輸出許可等事務の取扱区分 (略)

別紙 輸出令別表第1 貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(3) (略)

(4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(試験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」、「い地域②」又は「り地域」を仕向地とするもの

(5)～(11) (略)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1)～(17) (略)

(17の2) 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物を除く。）のうち、次のいずれかに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの

(イ) (略)

(ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ (四) に該当するもの

(ハ)・(ニ) (略)

(18)・(19) (略)

(注) 「い地域①」から「り地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名		
	い地域① ～ と地域②	<u>と地域③</u>	ち地域・り地域
アイスランド	(略)	○	(略)
アイルランド	(略)		(略)
アゼルバイジャン	(略)	○	(略)
アフガニスタン	(略)		(略)
アメリカ合衆国	(略)		(略)
アラブ首長国連邦	(略)	○	(略)
アルジェリア	(略)	○	(略)
アルゼンチン	(略)		(略)
アルバニア	(略)	○	(略)
アルメニア	(略)	○	(略)
アンゴラ	(略)	○	(略)
アンティグア・バーブーダ	(略)	○	(略)
アンドラ	(略)	○	(略)
イエメン	(略)	○	(略)
イスラエル	(略)	○	(略)
イタリア	(略)		(略)
イラク	(略)		(略)
イラン	(略)		(略)
インド	(略)		(略)
インドネシア	(略)	○	(略)

(1)～(17) (略)

(17の2) 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物を除く。）のうち、次のいずれかに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの

(イ) (略)

(新設)

(ロ)・(ハ) (略)

(18)・(19) (略)

(注) 「い地域①」から「り地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名		
	い地域① ～ と地域②	(新設)	ち地域・り地域
アイスランド	(略)	(新設)	(略)
アイルランド	(略)		(略)
アゼルバイジャン	(略)	(新設)	(略)
アフガニスタン	(略)		(略)
アメリカ合衆国	(略)		(略)
アラブ首長国連邦	(略)	(新設)	(略)
アルジェリア	(略)	(新設)	(略)
アルゼンチン	(略)		(略)
アルバニア	(略)	(新設)	(略)
アルメニア	(略)	(新設)	(略)
アンゴラ	(略)	(新設)	(略)
アンティグア・バーブーダ	(略)	(新設)	(略)
アンドラ	(略)	(新設)	(略)
イエメン	(略)	(新設)	(略)
イスラエル	(略)	(新設)	(略)
イタリア	(略)		(略)
イラク	(略)		(略)
イラン	(略)		(略)
インド	(略)		(略)
インドネシア	(略)	(新設)	(略)

ウガンダ	(略)	<u>○</u>	(略)
ウクライナ	(略)		(略)
ウズベキスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
ウルグアイ	(略)	<u>○</u>	(略)
英国	(略)		(略)
エクアドル	(略)	<u>○</u>	(略)
エジプト	(略)	<u>○</u>	(略)
エストニア	(略)		(略)
エスワティニ	(略)	<u>○</u>	(略)
エチオピア	(略)	<u>○</u>	(略)
エリトリア	(略)	<u>○</u>	(略)
エルサルバドル	(略)	<u>○</u>	(略)
オーストラリア	(略)		(略)
オーストリア	(略)		(略)
オマーン	(略)	<u>○</u>	(略)
オランダ	(略)		(略)
ガーナ	(略)	<u>○</u>	(略)
カーボベルデ	(略)	<u>○</u>	(略)
ガイアナ	(略)	<u>○</u>	(略)
カザフスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
カタール	(略)	<u>○</u>	(略)
カナダ	(略)		(略)
ガボン	(略)	<u>○</u>	(略)
カメルーン	(略)	<u>○</u>	(略)
ガンビア	(略)	<u>○</u>	(略)
カンボジア	(略)	<u>○</u>	(略)
北朝鮮	(略)		(略)
北マケドニア	(略)	<u>○</u>	(略)
ギニア	(略)	<u>○</u>	(略)
ギニアビサウ	(略)	<u>○</u>	(略)
キプロス	(略)	<u>○</u>	(略)
キューバ	(略)	<u>○</u>	(略)
ギリシャ	(略)		(略)
キリバス	(略)	<u>○</u>	(略)

ウガンダ	(略)	(新設)	(略)
ウクライナ	(略)		(略)
ウズベキスタン	(略)	(新設)	(略)
ウルグアイ	(略)	(新設)	(略)
英国	(略)		(略)
エクアドル	(略)	(新設)	(略)
エジプト	(略)	(新設)	(略)
エストニア	(略)		(略)
エスワティニ	(略)	(新設)	(略)
エチオピア	(略)	(新設)	(略)
エリトリア	(略)	(新設)	(略)
エルサルバドル	(略)	(新設)	(略)
オーストラリア	(略)		(略)
オーストリア	(略)		(略)
オマーン	(略)	(新設)	(略)
オランダ	(略)		(略)
ガーナ	(略)	(新設)	(略)
カーボベルデ	(略)	(新設)	(略)
ガイアナ	(略)	(新設)	(略)
カザフスタン	(略)	(新設)	(略)
カタール	(略)	(新設)	(略)
カナダ	(略)		(略)
ガボン	(略)	(新設)	(略)
カメルーン	(略)	(新設)	(略)
ガンビア	(略)	(新設)	(略)
カンボジア	(略)	(新設)	(略)
北朝鮮	(略)		(略)
北マケドニア	(略)	(新設)	(略)
ギニア	(略)	(新設)	(略)
ギニアビサウ	(略)	(新設)	(略)
キプロス	(略)	(新設)	(略)
キューバ	(略)	(新設)	(略)
ギリシャ	(略)		(略)
キリバス	(略)	(新設)	(略)

キルギス	(略)	<u>○</u>	(略)
グアテマラ	(略)	<u>○</u>	(略)
クウェート	(略)	<u>○</u>	(略)
クック諸島	(略)	<u>○</u>	(略)
グレナダ	(略)	<u>○</u>	(略)
クロアチア	(略)		(略)
ケニア	(略)	<u>○</u>	(略)
コートジボワール	(略)	<u>○</u>	(略)
コスタリカ	(略)	<u>○</u>	(略)
コソボ	(略)	<u>○</u>	(略)
コモロ	(略)	<u>○</u>	(略)
コロンビア	(略)	<u>○</u>	(略)
コンゴ共和国	(略)	<u>○</u>	(略)
コンゴ民主共和国	(略)		(略)
サウジアラビア	(略)	<u>○</u>	(略)
サモア	(略)	<u>○</u>	(略)
サントメ・プリンシペ	(略)	<u>○</u>	(略)
ザンビア	(略)	<u>○</u>	(略)
サンマリノ	(略)	<u>○</u>	(略)
シエラレオネ	(略)	<u>○</u>	(略)
ジブチ	(略)	<u>○</u>	(略)
ジャマイカ	(略)	<u>○</u>	(略)
ジョージア	(略)	<u>○</u>	(略)
シリア	(略)	<u>○</u>	(略)
シンガポール	(略)		(略)
ジンバブエ	(略)	<u>○</u>	(略)
スイス	(略)		(略)
スウェーデン	(略)		(略)
スーダン	(略)		(略)
スペイン	(略)		(略)
スリナム	(略)	<u>○</u>	(略)
スリランカ	(略)	<u>○</u>	(略)
スロバキア	(略)		(略)
スロベニア	(略)		(略)

キルギス	(略)	(新設)	(略)
グアテマラ	(略)	(新設)	(略)
クウェート	(略)	(新設)	(略)
クック諸島	(略)	(新設)	(略)
グレナダ	(略)	(新設)	(略)
クロアチア	(略)		(略)
ケニア	(略)	(新設)	(略)
コートジボワール	(略)	(新設)	(略)
コスタリカ	(略)	(新設)	(略)
コソボ	(略)	(新設)	(略)
コモロ	(略)	(新設)	(略)
コロンビア	(略)	(新設)	(略)
コンゴ共和国	(略)	(新設)	(略)
コンゴ民主共和国	(略)		(略)
サウジアラビア	(略)	(新設)	(略)
サモア	(略)	(新設)	(略)
サントメ・プリンシペ	(略)	(新設)	(略)
ザンビア	(略)	(新設)	(略)
サンマリノ	(略)	(新設)	(略)
シエラレオネ	(略)	(新設)	(略)
ジブチ	(略)	(新設)	(略)
ジャマイカ	(略)	(新設)	(略)
ジョージア	(略)	(新設)	(略)
シリア	(略)	(新設)	(略)
シンガポール	(略)		(略)
ジンバブエ	(略)	(新設)	(略)
スイス	(略)		(略)
スウェーデン	(略)		(略)
スーダン	(略)		(略)
スペイン	(略)		(略)
スリナム	(略)	(新設)	(略)
スリランカ	(略)	(新設)	(略)
スロバキア	(略)		(略)
スロベニア	(略)		(略)

セーシェル	(略)	<u>○</u>	(略)
赤道ギニア	(略)	<u>○</u>	(略)
セネガル	(略)	<u>○</u>	(略)
セルビア	(略)	<u>○</u>	(略)
セントクリストファー・ネービス	(略)	<u>○</u>	(略)
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	(略)	<u>○</u>	(略)
セントルシア	(略)	<u>○</u>	(略)
ソマリア	(略)		(略)
ソロモン諸島	(略)	<u>○</u>	(略)
タイ	(略)	<u>○</u>	(略)
大韓民国	(略)		(略)
台湾	(略)		(略)
タジキスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
タンザニア	(略)	<u>○</u>	(略)
チェコ	(略)		(略)
チャド	(略)	<u>○</u>	(略)
中央アフリカ	(略)		(略)
中華人民共和国	(略)	<u>○</u>	(略)
チュニジア	(略)	<u>○</u>	(略)
チリ	(略)	<u>○</u>	(略)
ツバシレ	(略)	<u>○</u>	(略)
デンマーク	(略)		(略)
ドイツ	(略)		(略)
トーゴ	(略)	<u>○</u>	(略)
ドミニカ	(略)	<u>○</u>	(略)
ドミニカ共和国	(略)	<u>○</u>	(略)
トリニダード・トバゴ	(略)	<u>○</u>	(略)
トルクメニスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
トルコ	(略)		(略)
トンガ	(略)	<u>○</u>	(略)
ナイジェリア	(略)	<u>○</u>	(略)
ナウル	(略)	<u>○</u>	(略)

セーシェル	(略)	(新設)	(略)
赤道ギニア	(略)	(新設)	(略)
セネガル	(略)	(新設)	(略)
セルビア	(略)	(新設)	(略)
セントクリストファー・ネービス	(略)	(新設)	(略)
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	(略)	(新設)	(略)
セントルシア	(略)	(新設)	(略)
ソマリア	(略)		(略)
ソロモン諸島	(略)	(新設)	(略)
タイ	(略)	(新設)	(略)
大韓民国	(略)		(略)
台湾	(略)		(略)
タジキスタン	(略)	(新設)	(略)
タンザニア	(略)	(新設)	(略)
チェコ	(略)		(略)
チャド	(略)	(新設)	(略)
中央アフリカ	(略)		(略)
中華人民共和国	(略)	(新設)	(略)
チュニジア	(略)	(新設)	(略)
チリ	(略)	(新設)	(略)
ツバシレ	(略)	(新設)	(略)
デンマーク	(略)		(略)
ドイツ	(略)		(略)
トーゴ	(略)	(新設)	(略)
ドミニカ	(略)	(新設)	(略)
ドミニカ共和国	(略)	(新設)	(略)
トリニダード・トバゴ	(略)	(新設)	(略)
トルクメニスタン	(略)	(新設)	(略)
トルコ	(略)		(略)
トンガ	(略)	(新設)	(略)
ナイジェリア	(略)	(新設)	(略)
ナウル	(略)	(新設)	(略)

ナミビア	(略)	<u>○</u>	(略)
ニウエ	(略)	<u>○</u>	(略)
ニカラグア	(略)	<u>○</u>	(略)
ニジェール	(略)	<u>○</u>	(略)
ニュージーランド	(略)		(略)
ネパール	(略)	<u>○</u>	(略)
ノルウェー	(略)		(略)
バーレーン	(略)	<u>○</u>	(略)
ハイチ	(略)	<u>○</u>	(略)
パキスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
パチカン	(略)	<u>○</u>	(略)
パナマ	(略)	<u>○</u>	(略)
バヌアツ	(略)	<u>○</u>	(略)
バハマ	(略)	<u>○</u>	(略)
パプアニューギニア	(略)	<u>○</u>	(略)
パラオ	(略)	<u>○</u>	(略)
パラグアイ	(略)	<u>○</u>	(略)
バルバドス	(略)	<u>○</u>	(略)
ハンガリー	(略)		(略)
バングラデシュ	(略)	<u>○</u>	(略)
東ティモール	(略)	<u>○</u>	(略)
フィジー	(略)	<u>○</u>	(略)
フィリピン	(略)	<u>○</u>	(略)
フィンランド	(略)		(略)
ブータン	(略)	<u>○</u>	(略)
ブラジル	(略)	<u>○</u>	(略)
フランス	(略)		(略)
ブルガリア	(略)		(略)
ブルキナファソ	(略)	<u>○</u>	(略)
ブルネイ	(略)	<u>○</u>	(略)
ブルンジ	(略)	<u>○</u>	(略)
ベトナム	(略)	<u>○</u>	(略)
ベナン	(略)	<u>○</u>	(略)
ベネズエラ	(略)	<u>○</u>	(略)

ナミビア	(略)	(新設)	(略)
ニウエ	(略)	(新設)	(略)
ニカラグア	(略)	(新設)	(略)
ニジェール	(略)	(新設)	(略)
ニュージーランド	(略)		(略)
ネパール	(略)	(新設)	(略)
ノルウェー	(略)		(略)
バーレーン	(略)	(新設)	(略)
ハイチ	(略)	(新設)	(略)
パキスタン	(略)	(新設)	(略)
パチカン	(略)	(新設)	(略)
パナマ	(略)	(新設)	(略)
バヌアツ	(略)	(新設)	(略)
バハマ	(略)	(新設)	(略)
パプアニューギニア	(略)	(新設)	(略)
パラオ	(略)	(新設)	(略)
パラグアイ	(略)	(新設)	(略)
バルバドス	(略)	(新設)	(略)
ハンガリー	(略)		(略)
バングラデシュ	(略)	(新設)	(略)
東ティモール	(略)	(新設)	(略)
フィジー	(略)	(新設)	(略)
フィリピン	(略)	(新設)	(略)
フィンランド	(略)		(略)
ブータン	(略)	(新設)	(略)
ブラジル	(略)	(新設)	(略)
フランス	(略)		(略)
ブルガリア	(略)		(略)
ブルキナファソ	(略)	(新設)	(略)
ブルネイ	(略)	(新設)	(略)
ブルンジ	(略)	(新設)	(略)
ベトナム	(略)	(新設)	(略)
ベナン	(略)	(新設)	(略)
ベネズエラ	(略)	(新設)	(略)

ベラルーシ	(略)		(略)
ベリーズ	(略)	<u>○</u>	(略)
ペルー	(略)	<u>○</u>	(略)
ベルギー	(略)		(略)
ポーランド	(略)		(略)
ボスニア・ヘルツェゴビナ	(略)	<u>○</u>	(略)
ボツワナ	(略)	<u>○</u>	(略)
ボリビア	(略)	<u>○</u>	(略)
ポルトガル	(略)		(略)
香港	(略)	<u>○</u>	(略)
ホンジュラス	(略)	<u>○</u>	(略)
マーシャル諸島	(略)	<u>○</u>	(略)
マカオ	(略)	<u>○</u>	(略)
マダガスカル	(略)	<u>○</u>	(略)
マラウイ	(略)	<u>○</u>	(略)
マリ	(略)	<u>○</u>	(略)
マルタ	(略)		(略)
マレーシア	(略)	<u>○</u>	(略)
ミクロネシア	(略)	<u>○</u>	(略)
南アフリカ共和国	(略)		(略)
南スーダン	(略)		(略)
ミャンマー	(略)	<u>○</u>	(略)
メキシコ	(略)		(略)
モーリシャス	(略)	<u>○</u>	(略)
モーリタニア	(略)	<u>○</u>	(略)
モザンビーク	(略)	<u>○</u>	(略)
モナコ	(略)	<u>○</u>	(略)
モルディブ	(略)	<u>○</u>	(略)
モルドバ	(略)	<u>○</u>	(略)
モロッコ	(略)	<u>○</u>	(略)
モンゴル	(略)	<u>○</u>	(略)
モンテネグロ	(略)	<u>○</u>	(略)
ヨルダン	(略)	<u>○</u>	(略)
ラオス	(略)	<u>○</u>	(略)

ベラルーシ	(略)		(略)
ベリーズ	(略)	(新設)	(略)
ペルー	(略)	(新設)	(略)
ベルギー	(略)		(略)
ポーランド	(略)		(略)
ボスニア・ヘルツェゴビナ	(略)	(新設)	(略)
ボツワナ	(略)	(新設)	(略)
ボリビア	(略)	(新設)	(略)
ポルトガル	(略)		(略)
香港	(略)	(新設)	(略)
ホンジュラス	(略)	(新設)	(略)
マーシャル諸島	(略)	(新設)	(略)
マカオ	(略)	(新設)	(略)
マダガスカル	(略)	(新設)	(略)
マラウイ	(略)	(新設)	(略)
マリ	(略)	(新設)	(略)
マルタ	(略)		(略)
マレーシア	(略)	(新設)	(略)
ミクロネシア	(略)	(新設)	(略)
南アフリカ共和国	(略)		(略)
南スーダン	(略)		(略)
ミャンマー	(略)	(新設)	(略)
メキシコ	(略)		(略)
モーリシャス	(略)	(新設)	(略)
モーリタニア	(略)	(新設)	(略)
モザンビーク	(略)	(新設)	(略)
モナコ	(略)	(新設)	(略)
モルディブ	(略)	(新設)	(略)
モルドバ	(略)	(新設)	(略)
モロッコ	(略)	(新設)	(略)
モンゴル	(略)	(新設)	(略)
モンテネグロ	(略)	(新設)	(略)
ヨルダン	(略)	(新設)	(略)
ラオス	(略)	(新設)	(略)

ラトビア	(略)		(略)
リトアニア	(略)		(略)
リビア	(略)		(略)
リヒテンシュタイン	(略)	<u>○</u>	(略)
リベリア	(略)	<u>○</u>	(略)
ルーマニア	(略)		(略)
ルクセンブルク	(略)		(略)
ルワンダ	(略)	<u>○</u>	(略)
レソト	(略)	<u>○</u>	(略)
レバノン	(略)		(略)
ロシア	(略)		(略)
その他の地域	(略)	<u>○</u>	(略)

ラトビア	(略)		(略)
リトアニア	(略)		(略)
リビア	(略)		(略)
リヒテンシュタイン	(略)	(新設)	(略)
リベリア	(略)	(新設)	(略)
ルーマニア	(略)		(略)
ルクセンブルク	(略)		(略)
ルワンダ	(略)	(新設)	(略)
レソト	(略)	(新設)	(略)
レバノン	(略)		(略)
ロシア	(略)		(略)
その他の地域	(略)	(新設)	(略)

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 後	現 行
1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (1)・(2) (略) (3) 用語の解釈 外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易外省令及びこの通達における用語の解釈は、別紙1及び別紙1－2に掲げるもののほか、次のとおりとする。 ア～コ (略) サ 取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものを行い、提供することを目的とする取引とは、特定国において又は特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引をいう。 なお、次の①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。以下「特定類型」という。）に対して技術を提供する取引（以下「特定取引」という。）は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。また、取引の相手方が特定類型に該当するか否かの確認については、別紙1－3にガイドラインを示す。 ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（<u>その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。</u>以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。） (イ)・(ロ) (略) ②・③ (略) (4) (略) 2～3 (略)	1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (1)・(2) (略) (3) 用語の解釈 外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易外省令及びこの通達における用語の解釈は、別紙1及び別紙1－2に掲げるもののほか、次のとおりとする。 ア～コ (略) サ 取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものを行い、提供することを目的とする取引とは、特定国において又は特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引をいう。 なお、次の①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。以下「特定類型」という。）に対して技術を提供する取引（以下「特定取引」という。）は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。また、取引の相手方が特定類型に該当するか否かの確認については、別紙1－3にガイドラインを示す。 ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。） (イ)・(ロ) (略) ②・③ (略) (4) (略) 2～3 (略)

別紙1 外国為替令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語			別紙1 外国為替令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語		
外為令 別表第 1の項	外為令別表中解釈 を要する語	解 釈	外為令 別表第 1の項	外為令別表中解釈 を要する語	解 釈
1～5	(略)	(略)	1～5	(略)	(略)
6	(略)	(略)	6	(略)	(略)
	(削る)	(削る)		<u>超合金</u>	<u>ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649度を超える温度における使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が850メガパスカルを超えるものをいう。</u>
	貨物等省令第18条に掲げる技術	(略)		貨物等省令第18条に掲げる技術	(略)
	<u>貨物等省令別表第三の第3欄中の超合金</u>	<u>ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649度を超える温度における使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が850メガパスカルを超えるものをいう。</u>		(新設)	(新設)
7	(略)	(略)	7	(略)	(略)
	平坦度	(略)		平坦度	(略)
	<u>ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ（GAAs FET）</u>	<u>単一又は複数の半導体伝導チャネル要素を有し、全ての当該要素を取り囲んで電流を制御する共通のゲート構造を有する半導体素子をいう。</u> <u>ナノシート電界効果トランジスタ、ナノワイヤ電界効果トランジスタ、サラウンディングゲートトランジスタ、その他のGAAs FETの構造を有するものを含む。</u>		(新設)	(新設)
	<u>ECAD</u>	<u>集積回路又は電子回路のプリント基板の性能を設計し、解析し、最適化し、又は検証するために使用されるツールをいう。</u>		(新設)	(新設)
	<u>レジスタ転送レベ</u>	<u>ハードウェアレジスタ間のデジタル信号の流れ</u>		(新設)	(新設)

	<u>ル (RTL)</u>	<u>及びそれらの信号に対して実行される論理演算からなる同期デジタル回路をモデル化する抽象度をもつ設計情報をいう。</u>			
	<u>GDS II</u>	<u>集積回路の設計においてその集積回路又は回路配置のオートワークのためのデータベースファイル形式をいう。</u>		(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
8～ 12	(略)	(略)	8～ 12	(略)	(略)
13	(略)	(略)	13	(略)	
	燃焼器出口温度	(略)		燃焼器出口温度	(略)
	<u>プレッシャーゲイン燃焼</u>	<u>ガスタービンエンジンが定常状態モードにて作動している状態において、主にその燃焼の方法によって、燃焼器出口での平均よどみ圧が燃焼器入口での平均よどみ圧より大きくなることをいう。</u>		(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
14～ 16	(略)	(略)	14～ 16	(略)	(略)

別紙1－4 誓約書の例

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

年 月 日

住所
氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為

別紙1－4 誓約書の例

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

年 月 日

住所
氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為

16

替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

(略)

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

② (略)

別紙2-2 役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分

1 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可

外為法第25条第1項又は外為令第17条第2項の規定に基づく役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可事務は、次の区分により行う。

(1) 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の受付け

ア (略)

イ 特定記録媒体等輸出等許可申請書（「申請書」という。以下この号において同じ。）の受付けは、安全保障貿易審査課が行う。ただし、申請者が経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に申請書を提出した場合、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出等担当課はこれを安全保障貿易審査課に回送することとする。

ウ (略)

(2) 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分

役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可事務は、次の区分により行う。

ア 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行う取引

(ア) 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け平成24・0

替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

(略)

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

② (略)

別紙2-2 役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分

1 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可

外為法第25条第1項又は外為令第17条第2項の規定に基づく役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可事務は、次の区分により行う。

(1) 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の受付け

ア (略)

イ 特定記録媒体等輸出等許可の申請書（「申請書」という。以下この号において同じ。）の受付けは、安全保障貿易審査課が行う。ただし、申請者が経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に申請書を提出した場合、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出等担当課はこれを安全保障貿易審査課に回送することとする。

ウ (略)

(2) 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分

役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可事務は、次の区分により行う。

ア 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行う取引

(ア) 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け平成24・0

3・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号。以下「提出書類通達」という。)の別表2において「経済産業局」と表記された欄に当たる技術の提供を目的とした取引(本別紙の1(2)イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。) (イ) (略) イ 安全保障貿易審査課が役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可を行う取引又は行為 (ア) ～ (ウ) (略) <u>(エ) 役務取引許可を要する取引のうち、特定取引に該当するもの</u> 2・3 (略)	3・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号。以下「提出書類通達」という。)の別表2において「経済産業局」と表記された欄に当たる技術の提供を目的とした取引(本別紙の1(2)イ及びウにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。) (イ) (略) イ 安全保障貿易審査課が役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可を行う取引又は行為 (ア) ～ (ウ) (略) (新設) 2・3 (略)
---	--

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
I 一般包括許可 1～10（略） 11 一般包括許可の取消及び失効 (1)・(2)（略） (3) 一般包括許可、<u>特別一般包括許可又は特定包括許可</u>を受けた場合の一時失効 一般包括許可、<u>特別一般包括許可又は特定包括許可</u>を受けた者が<u>それぞれの包括許可</u>を適用できる貨物又は技術を特別一般包括許可又は特定包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、一般包括許可は失効していたものとみなす。 II 特別一般包括許可 1～3（略） 4 特別一般包括の範囲 (1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から③までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用できない。なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。 ① 別表Aにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出。ただし、次のいずれかに該当する場合は、需要者が確定しているものに限る。 イ <u>輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）の輸出のうち、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの</u> ロ <u>輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする高分子材料（複合材料を含み、貨物等省令第3条第七号に規定するものを除く。以下同じ。）の製造工程に用いられるもの</u> ②・③（略） (2)（略） 5～10（略） 11 特別一般包括許可の取消及び失効 (1)・(2)（略） (3) 一般包括許可、<u>特別一般包括許可又は特定包括許可</u>を受けた場合の一時失効 一般包括許可、<u>特別一般包括許可又は特定包括許可</u>を受けた者が<u>それぞれの包括許可</u>を適	I 一般包括許可 1～10（略） 11 一般包括許可の取消及び失効 (1)・(2)（略） (3) 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた場合の一時失効 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた者が一般包括許可を適用できる貨物又は技術を「<u>い地域①</u>」に特別一般包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、一般包括許可は失効していたものとみなす。 II 特別一般包括許可 1～3（略） 4 特別一般包括の範囲 (1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から③までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用できない。なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。 ① 別表Aにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出。ただし、<u>輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）の輸出のうち、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」を仕向地とする場合は、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、需要者が確定しているものに限る。</u> ②・③（略） (2)（略） 5～10（略） 11 特別一般包括許可の取消及び失効 (1)・(2)（略） (3) 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた場合の一時失効 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた者が<u>一般包括許可</u>を適用できる貨物又は

用できる貨物又は技術を一般包括許可又は特定包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別一般包括許可は失効していたものとみなす。

(削る)

III 特定包括許可

1～4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1)～(3) (略)

(4) 申請に必要な書類

特定包括許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)から(ホ)までの書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(注1)・(注2) (略)

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 継続的な取引実績又は見込みを示す書類・・・1通

(注1) (略)

(注2)(5)の①d)又は②d)に該当する場合にあっては、(ニ)の書類として、許可を受けて輸出した貨物については許可証の写しを提出すること。また、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿易第322号・輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。)1-1の(7)の(イ)のただし書により、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物については、輸出申告書の写し、輸出許可通知書の写し、輸出管理内部規程に基づき実施した内部審査資料の写し及び当該貨物が組み込まれている装置の概要(例えば：装置の外観図、装置内の配管図、装置の設置レイアウト、当該貨物の型番がわかるもの等)を提出すること。

(ホ) (略)

(5) (略)

6～9 (略)

10 特定包括許可の取消及び失効

(1) (略)

(2) 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効

特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特定包括許可を適用できる貨物又は技術を特別返品等包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特定包括許可は失効していたものとみなす。

(3) 一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を受けた場合の一時失効

一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を受けた者がそれぞれの包括許可を適用できる貨物又は技術を一般包括許可又は特別一般包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特定包括許可は失効していたものとみなす。

技術を「い地域①」に一般包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別一般包括許可は失効していたものとみなす。

(4) 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特定包括輸出許可を受けた場合の一時失効

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特定包括輸出許可を受けた者が特別一般包括許可を適用できる貨物を「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に特定包括許可によって輸出したときには、当該貨物の輸出に限り、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可は失効していたものとみなす。

III 特定包括許可

1～4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1)～(3) (略)

(4) 申請に必要な書類

特定包括許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)から(ホ)までの書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(注1)・(注2) (略)

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 継続的な取引実績又は見込みを示す書類・・・1通

(注1) (略)

(注2)(5)の①d)又は②d)に該当する場合にあっては、(ニ)の書類として、許可を受けて輸出した貨物については許可証の写しを提出すること。また、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿易第332号・輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。)1-1の(7)の(イ)のただし書により、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物については、輸出申告書、輸出許可通知書の写し及び輸出管理内部規程に基づき実施した内部審査資料の写し、当該貨物が組み込まれている装置の概要(例えば：装置の外観図、装置内の配管図、装置の設置レイアウト、当該貨物の型番がわかるもの等)を提出すること。

(ホ) (略)

(5) (略)

6～9 (略)

10 特定包括許可の取消及び失効

(1) (略)

(2) 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効

特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特定包括許可を適用できる貨物又は技術を「い地域①」に特別返品等包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特定包括許可は失効していたものとみなす。

(3) 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特定包括輸出許可を受けた場合の一時失効

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特定包括輸出許可を受けた者が特別一般包括許可を適用できる貨物を「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域

IV 特別返品等包括許可

1～10 (略)

11 特別返品等包括許可の取消及び失効

(1) (略)

(2) 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効

特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特別返品等包括許可を適用できる貨物又は技術を特定包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別返品等包括許可は失効していたものとみなす。

V・VI (略)

VII 申請書類の記載方法等

1 申請関係書類等の記載要領

(1)～(6) (略)

(7) (略)

①～⑦ (略)

⑧ 装置納入先の名称、所在地の欄

装置納入先の名称、所在地を記載してください。装置納入先が複数の場合、別紙をご利用ください。ただし、装置納入先が、「い地域①」、「は地域①」、「り地域」又は本邦である場合は記載を省略できます。

⑨ (略)

(8) 特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第14の2）

① 提出者・担当者の欄

提出者が法人であるときは、代表者の記載も必要です。

なお、担当者欄には、担当者の氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載してください。

② 包括許可番号・許可年月日

取得している包括許可証記載の許可番号及び許可年月日を記載してください。

③ 貨物名の欄

貨物が複数ある場合は、代表的な貨物の名称を記載してください。

④ 仕向地の欄

貨物の最終仕向地を記載してください。

⑤ 買主の名称、所在地の欄

買主の名称、所在地を記載してください。買主が複数の場合、別紙をご利用ください。

⑥ 荷受人の名称、所在地の欄

荷受人の名称、所在地を記載してください。荷受人が複数の場合、別紙をご利用ください。

域②（ち地域を除く。）」に特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可によって輸出したときには、当該貨物の輸出に限り、特定包括輸出許可は失効していたものとみなす。

IV 特別返品等包括許可

1～10 (略)

11 特別返品等包括許可の取消及び失効

(1) (略)

(2) 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効

特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特定包括許可を適用できる貨物又は技術を「い地域①」に特定包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別返品等包括許可は失効していたものとみなす。

V・VI (略)

VII 申請書類の記載方法等

1 申請関係書類等の記載要領

(1)～(6) (略)

(7) (略)

①～⑦ (略)

⑧ 装置納入先の名称、所在地の欄

装置納入先の名称、所在地を記載してください。装置納入先が複数の場合、別紙をご利用ください。

⑨ (略)

(新設)

- ⑦ 需要者の名称、所在地、貨物等の設置（使用）場所の欄
需要者の名称、所在地、貨物等の設置（使用）場所を記載してください。需要者が複数の場合、別紙をご利用ください。
- ⑧ 需要等の概要（③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等）の欄
需要者ごとに具体的に記載してください。
- (9) (略)

2 実績の報告等

(1) 一般包括許可、特別一般包括許可

一般包括許可又は特別一般包括許可を受けた者は、次に掲げるところに従い、報告又は相談を行ってください。

① 別表1から別表4までに規定する報告（様式第16、様式第17）

次に掲げる場合は、別表1から別表4までに掲げる条件に従って、輸出又は取引を行った月ごとに、当該月の末締め輸出又は取引の実績を翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

- a) 輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地として輸出を行った貨物が、その他の軍事用途に用いられる場合又はその疑いがある場合
- b) 輸出令別表第3に掲げる地域を提供地として提供を行った技術が、その他の軍事用途に利用される場合又はその疑いがある場合

(注) 同一の契約に係る輸出又は取引が複数月にわたる場合は最初の輸出日又は取引を行った日を基準にまとめて提出してください。その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。また、「一般」と「特別一般」のうち、該当しない方を取消線で消してください。

② ストック販売の場合（上記①に該当する場合を除く。）

a) 輸出を行った貨物の需要者が輸出後に確定し、当該貨物が核兵器等の開発等に用いられること、用いられるおそれがあること若しくはその疑いのあることを知った場合又は提供を行った技術を利用する者が提供後に確定し、当該技術が核兵器等の開発等に利用されること、利用されるおそれがあること若しくはその疑いがあることを知った場合は、当該需要者への再販売（再販売の予定を含む。）又は当該技術を利用する者への再提供（再提供の予定を含む。）に先立ち、安全保障貿易審査課に相談してください。

b) 輸出を行った貨物の需要者が輸出後に確定し、当該貨物がその他の軍事用途に用いられること若しくは用いられる疑いのあることを知った場合又は提供を行った技術を利用する者が提供後に確定し、当該技術がその他の軍事用途に利用されること若しくは利用される疑いがあることを知った場合は、当該情報を知り得た時点の月ごとに、当該月の末締めの再販売（再販売の予定を含む。）又は再提供（再提供の予定を含む。）の実績を翌月末日までに、安全保障貿易審査課に提出してください。（様式第16の2、様式第17の2）

なお、上記①の（注）は、再輸出又は再提供に係る報告の提出に準用します。

（注）上記①及び②の用語の解釈は、別表1から別表4までの定義を準用します。

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告（様式第18、様式第18の2）

特別一般包括許可の届出（様式第14又は様式第14の2）を行って、次に掲げる輸出をした場合は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

(8) (略)

2 実績の報告

(1) 一般包括許可、特別一般包括許可（様式第16、様式第17）

一般包括許可又は特別一般包括許可を受けた者は、輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地として輸出を行った貨物が、その他の軍事用途に用いられる場合若しくは用いられる疑いがある場合の輸出又は輸出令別表第3に掲げる地域を提供地として提供を行った技術が、その他の軍事用途に利用される場合若しくは利用される疑いがある場合の取引について、輸出又は取引を行った月ごとに、当該月の末締めの輸出又は取引の実績を翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

ただし、同一の契約に係る輸出又は取引が複数月に渡る場合は最初の輸出日又は取引を行った日を基準にまとめて提出して下さい。その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

また、「一般」と「特別一般」のうち、該当しない方を取消線で消してください。

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②

① 輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出した場合

② 輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを「へ地域(ち地域を除く。)」に輸出した場合

(3)・(4) (略)

(5) 特定子会社包括許可(様式第21、様式第22)

特定子会社包括許可を受けた者は、許可案件による毎年の輸出又は取引の実績の報告(当該貨物又は技術を特定子会社から他の特定子会社又は最終需要者等に対して再販売若しくは再輸出又は再提供を行った場合の実績を含む。)を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定子会社包括許可の輸出にあつては当該許可の対象貨物の輸出の通関回数及び合計金額(US\$)、特定子会社包括許可の技術の提供にあつては当該許可の対象技術の提供の回数(契約数)及び合計金額(US\$)です。

また、無償で輸出される許可対象貨物にあつては、輸出申告書の「申告価格(F. O. B)」の欄に記載した当該貨物の金額を輸出時における換算率(毎月財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を使用)によりアメリカ合衆国通貨に換算して算入してください。

なお、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、貨物又は技術が輸出令又は外為令の複数の項の中欄の括弧の番号にわたり、かつ、金額内訳が明らかでないときは、金額の大きい方の貨物又は技術の欄(金額が同額の場合は項番号・括弧番号の小さい方の欄)に記載してください。

更に、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、輸出令別表第1又は外為令別表に該当するものと該当しないものが含まれ、かつ、該当するものと該当しないものの金額内訳が明らかでないときは、該当しないものも含む価額として結構です。

更新時の利用実績を示す書類については、上記の年間の実績報告に更新申請時点までの利用実績を加えたものでも結構です。

(6) 特定の貨物に係る実績報告(様式第23)

一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を受けた者であつて、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物を輸出した者は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

3 (略)

VIII その他

(1) 書類の提出窓口

それぞれの包括許可の規定に定められている申請以外の書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ)～(チ) (略)

(リ) 特別一般包括許可の条件に従い、輸出令別表第1の3の項(2)7若しくは9に掲げる貨物(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条

(ち地域を除く。))に輸出した場合に限る。)(様式第18)

特別一般包括許可の届出(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するものを除く。)であつて、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出した場合に限る。)を行つて貨物を輸出した者は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

(3)・(4) (略)

(5) 特定子会社包括許可(様式第21)

特定子会社包括許可を受けた者は、許可案件による毎年の輸出又は取引の実績の報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定子会社包括輸出許可にあつては当該許可の対象貨物の輸出の通関回数及び合計金額(US\$)、特定子会社包括役務取引許可にあつては当該許可の対象技術の提供の回数(契約数)及び合計金額(US\$)です。

また、無償で輸出される許可対象貨物にあつては、輸出申告書の「申告価格(F. O. B)」の欄に記載した当該貨物の金額を輸出時における換算率(毎月財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を使用)によりアメリカ合衆国通貨に換算して算入してください。

なお、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、貨物又は技術が輸出令又は外為令の複数の項の中欄の括弧の番号にわたり、かつ、金額内訳が明らかでないときは、金額の大きい方の貨物又は技術の欄(金額が同額の場合は項番号・括弧番号の小さい方の欄)に記載してください。

更に、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、輸出令別表第1又は外為令別表に該当するものと該当しないものが含まれ、かつ、該当するものと該当しないものの金額内訳が明らかでないときは、該当しないものも含む価額として結構です。

更新時の利用実績を示す書類については、上記の年間の実績報告に更新申請時点までの利用実績を加えたものでも結構です。

(新設)

3 (略)

VIII その他

(1) 書類の提出窓口

それぞれの包括許可の規定に定められている申請以外の書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ)～(チ) (略)

(リ) 特別一般包括許可の条件に従い、輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条

1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く。)」若しくは「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合又は輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合、その輸出に対して事前に必要となる届出：安全保障貿易審査課

(ヌ) (略)
(2)～(5) (略)

(別表1)

一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の条件	許可条件の適用
(1)・(2) (略) (3) 一般包括輸出許可に係る輸出(輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物に限る。)の1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。 (4)～(11) (略)	(略) 報告するときは様式第23により行うものとする。 (略)

(別表3)

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略) (2) (略)	1) (略) 2) 次に掲げる場合は、ストック販売を行わないものに限ること。 ① 輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「は地域②(ち地域を

第38号、第40号に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合、その輸出に対して事前に必要となる届出：安全保障貿易審査課

(ヌ) (略)
(2)～(5) (略)

(別表1)

一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の条件	許可条件の適用
(1)・(2) (略) (新設)	(略) (新設)
(3)～(10) (略)	(略)

(別表3)

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略) (2) (略)	1) (略) 2) 輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するものを除く。)の輸出であって、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」を仕向地とする場合は、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、ストック販売を行

項（２） 7又は9に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であつて、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出した場合 ③ 輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であつて、高分子材料の製造工程に用いられるものを「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出した場合 （7）～（12） （略） （13）次に掲げる輸出については、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。 ① 輸出令別表第1の3の項（2） 7又は9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項（2） 7又は9に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であつて、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合 ② 輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であつて、高分子材料の製造工程に用いられるものを「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合 （14）～（18） （略）	3）報告するときは様式第18の2により行うものとする。 （略） （削る） 1）届出は、様式第14によるものとする。 2）届出は、様式第14の2によるものとする。	を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。 （新設） （略） 届出は、様式第14によるものとする。 （新設） （略） （14）～（18） （略）	（新設） （略） 届出は、様式第14によるものとする。 （新設） （略） （新設）												
（別表5）															
<table><tr><td>特定包括輸出許可の条件</td><td>許可条件の適用</td></tr><tr><td>（1）～（3）（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（4）特定包括輸出許可に係る輸出の年間（暦</td><td>報告するときは様式第19により行うもの</td></tr></table>		特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用	（1）～（3）（略）	（略）	（4）特定包括輸出許可に係る輸出の年間（暦	報告するときは様式第19により行うもの	<table><tr><td>特定包括輸出許可の条件</td><td>許可条件の適用</td></tr><tr><td>（1）～（3）（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（4）特定包括輸出許可に係る輸出の年間（暦</td><td>報告するときは、様式第19によるもの</td></tr></table>		特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用	（1）～（3）（略）	（略）	（4）特定包括輸出許可に係る輸出の年間（暦	報告するときは、様式第19によるもの
特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用														
（1）～（3）（略）	（略）														
（4）特定包括輸出許可に係る輸出の年間（暦	報告するときは様式第19により行うもの														
特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用														
（1）～（3）（略）	（略）														
（4）特定包括輸出許可に係る輸出の年間（暦	報告するときは、様式第19によるもの														

年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。ただし、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に定めるところにより特定包括輸出許可の申請を行った者についてはこの限りでない(なお、輸出令別表第1の1の項に係るものを除く。) <u>(5) 特定包括輸出許可に係る輸出(輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物に限る。)の1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。</u> <u>(6) ～ (13)</u> (略)	とする。 <u>報告するときは様式第23により行うものとする。</u> (略)	年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。ただし、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に定めるところにより特定包括輸出許可の申請を行った者についてはこの限りでない(なお、輸出令別表第1の1の項に係るものを除く。) (新設) <u>(5) ～ (12)</u> (略)	る。 (新設) (略)																				
(別表8) <table><tr><td><u>特定子会社包括輸出・役務取引許可の条件</u></td><td>許可条件の適用</td></tr><tr><td>(1) ～ (3) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(4) (略)</td><td>1) 報告するときは様式第21により行うものとする。</td></tr><tr><td></td><td>2) 特定子会社における貨物の保管、再販売若しくは再輸出又は技術の再提供の状況の報告をするときは、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について(平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号) <u>様式第15により行うものとする。</u></td></tr><tr><td>(5) ～ (14) (略)</td><td>(略)</td></tr></table>		<u>特定子会社包括輸出・役務取引許可の条件</u>	許可条件の適用	(1) ～ (3) (略)	(略)	(4) (略)	1) 報告するときは様式第21により行うものとする。		2) 特定子会社における貨物の保管、再販売若しくは再輸出又は技術の再提供の状況の報告をするときは、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について(平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号) <u>様式第15により行うものとする。</u>	(5) ～ (14) (略)	(略)	(別表8) <table><tr><td><u>特別返品包括輸出・役務取引許可の条件</u></td><td>許可条件の適用</td></tr><tr><td>(1) ～ (3) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(4) (略)</td><td>1) 報告するときは、<u>様式第21によるもの</u>とする。</td></tr><tr><td></td><td>2) 特定子会社における貨物の保管、再販売若しくは再輸出又は技術の再提供の状況の報告をするときは、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について(平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号) <u>様式第16によるものとする。</u></td></tr><tr><td>(5) ～ (14) (略)</td><td>(略)</td></tr></table>		<u>特別返品包括輸出・役務取引許可の条件</u>	許可条件の適用	(1) ～ (3) (略)	(略)	(4) (略)	1) 報告するときは、 <u>様式第21によるもの</u> とする。		2) 特定子会社における貨物の保管、再販売若しくは再輸出又は技術の再提供の状況の報告をするときは、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について(平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号) <u>様式第16によるものとする。</u>	(5) ～ (14) (略)	(略)
<u>特定子会社包括輸出・役務取引許可の条件</u>	許可条件の適用																						
(1) ～ (3) (略)	(略)																						
(4) (略)	1) 報告するときは様式第21により行うものとする。																						
	2) 特定子会社における貨物の保管、再販売若しくは再輸出又は技術の再提供の状況の報告をするときは、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について(平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号) <u>様式第15により行うものとする。</u>																						
(5) ～ (14) (略)	(略)																						
<u>特別返品包括輸出・役務取引許可の条件</u>	許可条件の適用																						
(1) ～ (3) (略)	(略)																						
(4) (略)	1) 報告するときは、 <u>様式第21によるもの</u> とする。																						
	2) 特定子会社における貨物の保管、再販売若しくは再輸出又は技術の再提供の状況の報告をするときは、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について(平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号) <u>様式第16によるものとする。</u>																						
(5) ～ (14) (略)	(略)																						
(別表9)		(別表9)																					

Ⅲ 5 (5) ①a) 及びb) 並びに②a) 及びb) のなお書きの貨物

(略)

- ・輸出令別表第1の3の2の項(2)4に掲げるクロスフローろ過用の装置の部分品であつて、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの
- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる混合機又はその部分品であつて高分子材料の製造工程に用いられるもの

[別表A]
[2の項]

仕向地 輸出令別表 第1項番	い地域①	い地域②	ろ 地 域 (ち地域 を除く。)	ち地域	り地域
(略)					
輸出令別表第1の2の項 (3)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第3号に該当するもの <u>のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のもの(原子炉用のものを除く。)</u>	特別一般 一般	特別一般	<u>特別一般</u>	—	特別一般
輸出令別表第1の2の項 (3)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第3号に該当するもの <u>(原子炉用のものを除く。)</u>	<u>特定</u>	<u>特定</u>	<u>特定</u>	<u>—</u>	<u>特定</u>
(略)					

[4の項]

Ⅲ 5 (5) ①a) 及びb) 並びに②a) 及びb) のなお書きの貨物

(略)

- ・輸出令別表第1の3の2の項(2)4に掲げるクロスフローろ過用の装置の部分品であつて、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの
(新設)

[別表A]
[2の項]

仕向地 輸出令別表 第1項番	い地域①	い地域②	ろ 地 域 (ち地域 を除く。)	ち地域	り地域
(略)					
輸出令別表第1の2の項 (3)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第3号に該当するもの <u>(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるものに限る。)</u> のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のもの (新設)	特別一般 一般	特別一般	<u>特定</u>	—	特別一般
(略)					

[4の項]

仕向地 輸出令別表 第1項番	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地域を 除く)	ち地域	り地域
(略)					
輸出令別表第1の4の項 (5)から(7)までに掲げ る貨物であって、貨物等省 令第3条第6号から第8号 までのいずれかに該当する もの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項 (8)に掲げる貨物のうち、 高分子材料(複合材料を含 み、貨物等省令第3条第7 号に規定するものを除く。)の製造工程に用いられるもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般 特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項 (8)に掲げる貨物であつ て、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項 (9)から(12)までに掲 げる貨物であって、貨物等 省令第3条第10号から第 13号までのいずれかに該 当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
(略)					

[7の項]

仕向地 輸出令別表 第1項番	い地域①	と地域② (と地域③ を除く)	と地域③	ち地域	り地域
輸出令別表第1の7の項 (1)又は(3)から(1 4)に掲げる貨物であつ	(略)	(略)	特別一般	(略)	(略)

仕向地 輸出令別表 第1項番	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地域を 除く)	ち地域	り地域
(略)					
輸出令別表第1の4の項 (5)～(12)までに掲げ る貨物であって、貨物等省 令第3条第6号～第13号 までのいずれかに該当す るもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般
(新設)					
(新設)					
(新設)					
(略)					

[7の項]

仕向地 輸出令別表 第1項番	い地域①	と地域②	(新設)	ち地域	り地域
輸出令別表第1の7の項 (1)又は(3)～(1 4)に掲げる貨物であつ	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)

て、貨物等省令第6条第1号又は第3号から第15号までのいずれかに該当するもの						て、貨物等省令第6条第1号又は第3号～第15号までのいずれかに該当するもの					
輸出令別表第1の7の項 (2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号ハ(1)5若しくは6若しくは(2)3若しくはニ(1)5若しくは6若しくは(2)3若しくは4に該当するもの	(略)	(略)	<u>特定</u>	(略)	(略)	輸出令別表第1の7の項 (2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号ハ(1)5若しくは6若しくは(2)3若しくはニ(1)5若しくは6若しくは(2)3若しくは4に該当するもの	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項 (2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもののうち、上記を除くもの(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)	(略)	(略)	<u>特定</u>	(略)	(略)	輸出令別表第1の7の項 (2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもののうち、上記を除くもの(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項 (2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	(略)	(略)	<u>特別一般</u>	(略)	(略)	輸出令別表第1の7の項 (2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項 (15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号ロに該当するもの	(略)	(略)	<u>特定</u>	(略)	(略)	輸出令別表第1の7の項 (15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号ロに該当するもの	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項 (15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	(略)	(略)	<u>特別一般</u>	(略)	(略)	輸出令別表第1の7の項 (15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項 (15の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号の2に該当するもの	(略)	(略)	<u>特別一般</u>	(略)	(略)	輸出令別表第1の7の項 (15の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号の2に該当するもの	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項 (16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号イ、ロ、ホ、 <u>ヘ</u> (1)から(3)まで又はヌのいずれかに該当するもの	(略)	(略)	<u>特別一般</u>	(略)	(略)	輸出令別表第1の7の項 (16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号イ、ロ、ホ、 <u>ヘ</u> 又はヌのいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)

外為令別表の7の項（1） に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第1号又は第3号に該当するもの	(略)	(略)	<u>特定</u>	(略)	(略)	外為令別表の7の項（1） に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第1号又は第3号に該当するもの	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
外為令別表の7の項（1） に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの						外為令別表の7の項（1） に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの					
輸出令別表第1の7の項（2）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの（マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）	(略)	(略)	<u>特定</u>	(略)	(略)	輸出令別表第1の7の項（2）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの（マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
<u>輸出令別表第1の7の項（16）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号へ（4）に該当するもの</u>	<u>特定</u>	<u>特定</u>	<u>特定</u>	<u>—</u>	<u>特定</u>	(新設)					
輸出令別表第1の7の項（18）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第18号に該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）	(略)	(略)	<u>特定</u>	(略)	(略)	輸出令別表第1の7の項（18）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第18号に該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項（19）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第19号に該当するもの	(略)	(略)	<u>特別一般</u>	(略)	(略)	輸出令別表第1の7の項（19）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第19号に該当するもの	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項（22）に掲げる貨物であって、第22号又は第24号	(略)	(略)	<u>特定</u>	(略)	(略)	輸出令別表第1の7の項（22）に掲げる貨物であって、第22号又は第24号に	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)

に該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）					
	輸出令別表第1の7の項（23）に掲げる貨物であって、第23号又は第24号に該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）	(略)	(略)	特定	(略)
外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であって、上記を除くもの	(略)	(略)	特別一般	(略)	(略)
外為令別表の7の項（2）から（5）に掲げる技術であって、次に掲げるものの	(削る)	(削る)		(削る)	(削る)
外為令別表の7の項（2）に掲げる技術であって、貨物等省令第6条第17号へ（4）に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般
上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	—	特別一般
「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙の注抜粋）					
仕向地及び提供地 国・地域名	い地域①～と地域②	と地域③	ち地域・り地域		
アイスランド	(略)	○	(略)		
アイルランド	(略)		(略)		
アゼルバイジャン	(略)	○	(略)		
アフガニスタン	(略)		(略)		
アメリカ合衆国	(略)		(略)		
アラブ首長国連邦	(略)	○	(略)		
アルジェリア	(略)	○	(略)		
アルゼンチン	(略)		(略)		
アルバニア	(略)	○	(略)		

該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）					
	輸出令別表第1の7の項（23）に掲げる貨物であって、第23号又は第24号に該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）	(略)	(略)	(新設)	(略)
外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であって、上記を除くもの	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
外為令別表の7の項（2）～（5）に掲げる技術	特別一般一般	特別一般		—	特別一般
(新設)					
(新設)					
「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙の注抜粋）					
仕向地及び提供地 国・地域名	い地域①～と地域②	(新設)	ち地域・り地域		
アイスランド	(略)	(新設)	(略)		
アイルランド	(略)		(略)		
アゼルバイジャン	(略)	(新設)	(略)		
アフガニスタン	(略)		(略)		
アメリカ合衆国	(略)		(略)		
アラブ首長国連邦	(略)	(新設)	(略)		
アルジェリア	(略)	(新設)	(略)		
アルゼンチン	(略)		(略)		
アルバニア	(略)	(新設)	(略)		

アルメニア	(略)	<u>○</u>	(略)
アンゴラ	(略)	<u>○</u>	(略)
アンティグア・バーブー ダ	(略)	<u>○</u>	(略)
アンドラ	(略)	<u>○</u>	(略)
イエメン	(略)	<u>○</u>	(略)
イスラエル	(略)	<u>○</u>	(略)
イタリア	(略)		(略)
イラク	(略)		(略)
イラン	(略)		(略)
インド	(略)		(略)
インドネシア	(略)	<u>○</u>	(略)
ウガンダ	(略)	<u>○</u>	(略)
ウクライナ	(略)	<u>○</u>	(略)
ウズベキスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
ウルグアイ	(略)	<u>○</u>	(略)
英国	(略)		(略)
エクアドル	(略)	<u>○</u>	(略)
エジプト	(略)	<u>○</u>	(略)
エストニア	(略)		(略)
エスワティニ	(略)	<u>○</u>	(略)
エチオピア	(略)	<u>○</u>	(略)
エリトリア	(略)	<u>○</u>	(略)
エルサルバドル	(略)	<u>○</u>	(略)
オーストラリア	(略)		(略)
オーストリア	(略)		(略)
オマーン	(略)	<u>○</u>	(略)
オランダ	(略)		(略)
ガーナ	(略)	<u>○</u>	(略)
カーボベルデ	(略)	<u>○</u>	(略)
ガイアナ	(略)	<u>○</u>	(略)
カザフスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
カタール	(略)	<u>○</u>	(略)
カナダ	(略)		(略)

アルメニア	(略)	(新設)	(略)
アンゴラ	(略)	(新設)	(略)
アンティグア・バーブー ダ	(略)	(新設)	(略)
アンドラ	(略)	(新設)	(略)
イエメン	(略)	(新設)	(略)
イスラエル	(略)	(新設)	(略)
イタリア	(略)		(略)
イラク	(略)		(略)
イラン	(略)		(略)
インド	(略)		(略)
インドネシア	(略)	(新設)	(略)
ウガンダ	(略)	(新設)	(略)
ウクライナ	(略)	(新設)	(略)
ウズベキスタン	(略)	(新設)	(略)
ウルグアイ	(略)	(新設)	(略)
英国	(略)		(略)
エクアドル	(略)	(新設)	(略)
エジプト	(略)	(新設)	(略)
エストニア	(略)		(略)
エスワティニ	(略)	(新設)	(略)
エチオピア	(略)	(新設)	(略)
エリトリア	(略)	(新設)	(略)
エルサルバドル	(略)	(新設)	(略)
オーストラリア	(略)		(略)
オーストリア	(略)		(略)
オマーン	(略)	(新設)	(略)
オランダ	(略)		(略)
ガーナ	(略)	(新設)	(略)
カーボベルデ	(略)	(新設)	(略)
ガイアナ	(略)	(新設)	(略)
カザフスタン	(略)	(新設)	(略)
カタール	(略)	(新設)	(略)
カナダ	(略)		(略)

ガボン	(略)	<u>○</u>	(略)
カメルーン	(略)	<u>○</u>	(略)
ガンビア	(略)	<u>○</u>	(略)
カンボジア	(略)	<u>○</u>	(略)
北朝鮮	(略)		(略)
北マケドニア	(略)	<u>○</u>	(略)
ギニア	(略)	<u>○</u>	(略)
ギニアビサウ	(略)	<u>○</u>	(略)
キプロス	(略)	<u>○</u>	(略)
キューバ	(略)	<u>○</u>	(略)
ギリシャ	(略)		(略)
キリバス	(略)	<u>○</u>	(略)
キルギス	(略)	<u>○</u>	(略)
グアテマラ	(略)	<u>○</u>	(略)
クウェート	(略)	<u>○</u>	(略)
クック諸島	(略)	<u>○</u>	(略)
グレナダ	(略)	<u>○</u>	(略)
クロアチア	(略)		(略)
ケニア	(略)	<u>○</u>	(略)
コートジボワール	(略)	<u>○</u>	(略)
コスタリカ	(略)	<u>○</u>	(略)
コソボ	(略)	<u>○</u>	(略)
コモロ	(略)	<u>○</u>	(略)
コロンビア	(略)	<u>○</u>	(略)
コンゴ共和国	(略)	<u>○</u>	(略)
コンゴ民主共和国	(略)		(略)
サウジアラビア	(略)	<u>○</u>	(略)
サモア	(略)	<u>○</u>	(略)
サントメ・プリンシペ	(略)	<u>○</u>	(略)
ザンビア	(略)	<u>○</u>	(略)
サンマリノ	(略)	<u>○</u>	(略)
シエラレオネ	(略)	<u>○</u>	(略)
ジブチ	(略)	<u>○</u>	(略)
ジャマイカ	(略)	<u>○</u>	(略)

ガボン	(略)	(新設)	(略)
カメルーン	(略)	(新設)	(略)
ガンビア	(略)	(新設)	(略)
カンボジア	(略)	(新設)	(略)
北朝鮮	(略)		(略)
北マケドニア	(略)	(新設)	(略)
ギニア	(略)	(新設)	(略)
ギニアビサウ	(略)	(新設)	(略)
キプロス	(略)	(新設)	(略)
キューバ	(略)	(新設)	(略)
ギリシャ	(略)		(略)
キリバス	(略)	(新設)	(略)
キルギス	(略)	(新設)	(略)
グアテマラ	(略)	(新設)	(略)
クウェート	(略)	(新設)	(略)
クック諸島	(略)	(新設)	(略)
グレナダ	(略)	(新設)	(略)
クロアチア	(略)		(略)
ケニア	(略)	(新設)	(略)
コートジボワール	(略)	(新設)	(略)
コスタリカ	(略)	(新設)	(略)
コソボ	(略)	(新設)	(略)
コモロ	(略)	(新設)	(略)
コロンビア	(略)	(新設)	(略)
コンゴ共和国	(略)	(新設)	(略)
コンゴ民主共和国	(略)		(略)
サウジアラビア	(略)	(新設)	(略)
サモア	(略)	(新設)	(略)
サントメ・プリンシペ	(略)	(新設)	(略)
ザンビア	(略)	(新設)	(略)
サンマリノ	(略)	(新設)	(略)
シエラレオネ	(略)	(新設)	(略)
ジブチ	(略)	(新設)	(略)
ジャマイカ	(略)	(新設)	(略)

ジョージア	(略)	<u>○</u>	(略)
シリア	(略)	<u>○</u>	(略)
シンガポール	(略)		(略)
ジンバブエ	(略)	<u>○</u>	(略)
スイス	(略)		(略)
スウェーデン	(略)		(略)
スーダン	(略)		(略)
スペイン	(略)		(略)
スリナム	(略)	<u>○</u>	(略)
スリランカ	(略)	<u>○</u>	(略)
スロバキア	(略)		(略)
スロベニア	(略)		(略)
セーシェル	(略)	<u>○</u>	(略)
赤道ギニア	(略)	<u>○</u>	(略)
セネガル	(略)	<u>○</u>	(略)
セルビア	(略)	<u>○</u>	(略)
セントクリストファー・ ネービス	(略)	<u>○</u>	(略)
セントビンセントおよび グレナディーン諸島	(略)	<u>○</u>	(略)
セントルシア	(略)	<u>○</u>	(略)
ソマリア	(略)		(略)
ソロモン諸島	(略)	<u>○</u>	(略)
タイ	(略)	<u>○</u>	(略)
大韓民国	(略)		(略)
台湾	(略)		(略)
タジキスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
タンザニア	(略)	<u>○</u>	(略)
チェコ	(略)		(略)
チャド	(略)	<u>○</u>	(略)
中央アフリカ	(略)		(略)
中華人民共和国	(略)	<u>○</u>	(略)
チュニジア	(略)	<u>○</u>	(略)
チリ	(略)	<u>○</u>	(略)

ジョージア	(略)	(新設)	(略)
シリア	(略)	(新設)	(略)
シンガポール	(略)		(略)
ジンバブエ	(略)	(新設)	(略)
スイス	(略)		(略)
スウェーデン	(略)		(略)
スーダン	(略)		(略)
スペイン	(略)		(略)
スリナム	(略)	(新設)	(略)
スリランカ	(略)	(新設)	(略)
スロバキア	(略)		(略)
スロベニア	(略)		(略)
セーシェル	(略)	(新設)	(略)
赤道ギニア	(略)	(新設)	(略)
セネガル	(略)	(新設)	(略)
セルビア	(略)	(新設)	(略)
セントクリストファー・ ネービス	(略)	(新設)	(略)
セントビンセントおよび グレナディーン諸島	(略)	(新設)	(略)
セントルシア	(略)	(新設)	(略)
ソマリア	(略)		(略)
ソロモン諸島	(略)	(新設)	(略)
タイ	(略)	(新設)	(略)
大韓民国	(略)		(略)
台湾	(略)		(略)
タジキスタン	(略)	(新設)	(略)
タンザニア	(略)	(新設)	(略)
チェコ	(略)		(略)
チャド	(略)	(新設)	(略)
中央アフリカ	(略)		(略)
中華人民共和国	(略)	(新設)	(略)
チュニジア	(略)	(新設)	(略)
チリ	(略)	(新設)	(略)

ツバル	(略)	<u>○</u>	(略)
デンマーク	(略)		(略)
ドイツ	(略)		(略)
トーゴ	(略)	<u>○</u>	(略)
ドミニカ	(略)	<u>○</u>	(略)
ドミニカ共和国	(略)	<u>○</u>	(略)
トリニダード・トバゴ	(略)	<u>○</u>	(略)
トルクメニスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
トルコ	(略)		(略)
トンガ	(略)	<u>○</u>	(略)
ナイジェリア	(略)	<u>○</u>	(略)
ナウル	(略)	<u>○</u>	(略)
ナミビア	(略)	<u>○</u>	(略)
ニウエ	(略)	<u>○</u>	(略)
ニカラグア	(略)	<u>○</u>	(略)
ニジェール	(略)	<u>○</u>	(略)
ニュージーランド	(略)		(略)
ネパール	(略)	<u>○</u>	(略)
ノルウェー	(略)		(略)
バーレーン	(略)	<u>○</u>	(略)
ハイチ	(略)	<u>○</u>	(略)
パキスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
バチカン	(略)	<u>○</u>	(略)
パナマ	(略)	<u>○</u>	(略)
バヌアツ	(略)	<u>○</u>	(略)
バハマ	(略)	<u>○</u>	(略)
パプアニューギニア	(略)	<u>○</u>	(略)
パラオ	(略)	<u>○</u>	(略)
パラグアイ	(略)	<u>○</u>	(略)
バルバドス	(略)	<u>○</u>	(略)
ハンガリー	(略)		(略)
バングラデシュ	(略)	<u>○</u>	(略)
東ティモール	(略)	<u>○</u>	(略)
フィジー	(略)	<u>○</u>	(略)

ツバル	(略)	(新設)	(略)
デンマーク	(略)		(略)
ドイツ	(略)		(略)
トーゴ	(略)	(新設)	(略)
ドミニカ	(略)	(新設)	(略)
ドミニカ共和国	(略)	(新設)	(略)
トリニダード・トバゴ	(略)	(新設)	(略)
トルクメニスタン	(略)	(新設)	(略)
トルコ	(略)		(略)
トンガ	(略)	(新設)	(略)
ナイジェリア	(略)	(新設)	(略)
ナウル	(略)	(新設)	(略)
ナミビア	(略)	(新設)	(略)
ニウエ	(略)	(新設)	(略)
ニカラグア	(略)	(新設)	(略)
ニジェール	(略)	(新設)	(略)
ニュージーランド	(略)		(略)
ネパール	(略)	(新設)	(略)
ノルウェー	(略)		(略)
バーレーン	(略)	(新設)	(略)
ハイチ	(略)	(新設)	(略)
パキスタン	(略)	(新設)	(略)
バチカン	(略)	(新設)	(略)
パナマ	(略)	(新設)	(略)
バヌアツ	(略)	(新設)	(略)
バハマ	(略)	(新設)	(略)
パプアニューギニア	(略)	(新設)	(略)
パラオ	(略)	(新設)	(略)
パラグアイ	(略)	(新設)	(略)
バルバドス	(略)	(新設)	(略)
ハンガリー	(略)		(略)
バングラデシュ	(略)	(新設)	(略)
東ティモール	(略)	(新設)	(略)
フィジー	(略)	(新設)	(略)

フィリピン	(略)	<u>○</u>	(略)
フィンランド	(略)		(略)
ブータン	(略)	<u>○</u>	(略)
ブラジル	(略)	<u>○</u>	(略)
フランス	(略)		(略)
ブルガリア	(略)		(略)
ブルキナファソ	(略)	<u>○</u>	(略)
ブルネイ	(略)	<u>○</u>	(略)
ブルンジ	(略)	<u>○</u>	(略)
ベトナム	(略)	<u>○</u>	(略)
ベナン	(略)	<u>○</u>	(略)
ベネズエラ	(略)	<u>○</u>	(略)
ベラルーシ	(略)		(略)
ベリーズ	(略)	<u>○</u>	(略)
ペルー	(略)	<u>○</u>	(略)
ベルギー	(略)		(略)
ポーランド	(略)		(略)
ボスニア・ヘルツェゴビ ナ	(略)	<u>○</u>	(略)
ボツワナ	(略)	<u>○</u>	(略)
ボリビア	(略)	<u>○</u>	(略)
ポルトガル	(略)		(略)
香港	(略)	<u>○</u>	(略)
ホンジュラス	(略)	<u>○</u>	(略)
マーシャル諸島	(略)	<u>○</u>	(略)
マカオ	(略)	<u>○</u>	(略)
マダガスカル	(略)	<u>○</u>	(略)
マラウイ	(略)	<u>○</u>	(略)
マリ	(略)	<u>○</u>	(略)
マルタ	(略)		(略)
マレーシア	(略)	<u>○</u>	(略)
ミクロネシア	(略)	<u>○</u>	(略)
南アフリカ共和国	(略)		(略)
南スーダン	(略)		(略)

フィリピン	(略)	(新設)	(略)
フィンランド	(略)		(略)
ブータン	(略)	(新設)	(略)
ブラジル	(略)	(新設)	(略)
フランス	(略)		(略)
ブルガリア	(略)		(略)
ブルキナファソ	(略)	(新設)	(略)
ブルネイ	(略)	(新設)	(略)
ブルンジ	(略)	(新設)	(略)
ベトナム	(略)	(新設)	(略)
ベナン	(略)	(新設)	(略)
ベネズエラ	(略)	(新設)	(略)
ベラルーシ	(略)		(略)
ベリーズ	(略)	(新設)	(略)
ペルー	(略)	(新設)	(略)
ベルギー	(略)		(略)
ポーランド	(略)		(略)
ボスニア・ヘルツェゴビ ナ	(略)	(新設)	(略)
ボツワナ	(略)	(新設)	(略)
ボリビア	(略)	(新設)	(略)
ポルトガル	(略)		(略)
香港	(略)	(新設)	(略)
ホンジュラス	(略)	(新設)	(略)
マーシャル諸島	(略)	(新設)	(略)
マカオ	(略)	(新設)	(略)
マダガスカル	(略)	(新設)	(略)
マラウイ	(略)	(新設)	(略)
マリ	(略)	(新設)	(略)
マルタ	(略)		(略)
マレーシア	(略)	(新設)	(略)
ミクロネシア	(略)	(新設)	(略)
南アフリカ共和国	(略)		(略)
南スーダン	(略)		(略)

ミャンマー	(略)	<u>○</u>	(略)
メキシコ	(略)		(略)
モーリシャス	(略)	<u>○</u>	(略)
モーリタニア	(略)	<u>○</u>	(略)
モザンビーク	(略)	<u>○</u>	(略)
モナコ	(略)	<u>○</u>	(略)
モルディブ	(略)	<u>○</u>	(略)
モルドバ	(略)	<u>○</u>	(略)
モロッコ	(略)	<u>○</u>	(略)
モンゴル	(略)	<u>○</u>	(略)
モンテネグロ	(略)	<u>○</u>	(略)
ヨルダン	(略)	<u>○</u>	(略)
ラオス	(略)	<u>○</u>	(略)
ラトビア	(略)		(略)
リトアニア	(略)		(略)
リビア	(略)		(略)
リヒテンシュタイン	(略)	<u>○</u>	(略)
リベリア	(略)	<u>○</u>	(略)
ルーマニア	(略)		(略)
ルクセンブルク	(略)		(略)
ルワンダ	(略)	<u>○</u>	(略)
レソト	(略)	<u>○</u>	(略)
レバノン	(略)		(略)
ロシア	(略)		(略)
その他の地域	(略)	<u>○</u>	(略)

様式第1～様式第14 (略)

様式第14の2 <別添A>参照

様式第15、様式第16 (略)

様式第16の2 <別添B>参照

様式第17 (略)

様式第17の2 <別添C>参照

様式第18 (略)

様式第18の2 <別添D>参照

様式第19～様式第22 (略)

ミャンマー	(略)	(新設)	(略)
メキシコ	(略)		(略)
モーリシャス	(略)	(新設)	(略)
モーリタニア	(略)	(新設)	(略)
モザンビーク	(略)	(新設)	(略)
モナコ	(略)	(新設)	(略)
モルディブ	(略)	(新設)	(略)
モルドバ	(略)	(新設)	(略)
モロッコ	(略)	(新設)	(略)
モンゴル	(略)	(新設)	(略)
モンテネグロ	(略)	(新設)	(略)
ヨルダン	(略)	(新設)	(略)
ラオス	(略)	(新設)	(略)
ラトビア	(略)		(略)
リトアニア	(略)		(略)
リビア	(略)		(略)
リヒテンシュタイン	(略)	(新設)	(略)
リベリア	(略)	(新設)	(略)
ルーマニア	(略)		(略)
ルクセンブルク	(略)		(略)
ルワンダ	(略)	(新設)	(略)
レソト	(略)	(新設)	(略)
レバノン	(略)		(略)
ロシア	(略)		(略)
その他の地域	(略)	(新設)	(略)

様式第1～様式第14 (略)

(新設)

様式第15、様式第16 (略)

(新設)

様式第17 (略)

(新設)

様式第18 (略)

(新設)

様式第19～様式第22 (略)

様式第23

<別添E>参照

(新設)

様式第14の2

番 号		受付年月日	
-----	--	-------	--

特別一般包括許可に係る届出書
 (輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、高分子材料の
 製造工程に用いられるものを、「へ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。)

1. 提出者 (社名及び代表者名) (住 所)	担当者 (氏名) (所属) (電話) (メールアドレス) (内線)
2. 包括許可番号 許可年月日	
3. 貨物名	4. 仕向地
5. 買主の名称、所在地	
6. 荷受人の名称、所在地	
7. 需要者の名称、所在地、貨物等の設置(使用)場所	
8. 需要等の概要(3. で記載した貨物の使用目的及び使用方法等)	

太枠内を記入してください。

※5. 買主、6. 荷受人、7. 需要者の各欄には、個別の取引における商流に関係なく予定されている者を記載してください。なお、それぞれが複数の場合、別紙をご利用ください。

※8. 需要等の概要欄は、需要者ごとに具体的に記載してください。

（別紙）買主、荷受人、需要者が複数の場合

5. 買主の名称・所在地

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地

6. 荷受人の名称・所在地

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地

7. 需要者の名称・所在地、貨物等の設置（使用）場所

8. 需要等の概要（貨物の使用目的及び使用方法等）

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地	貨物等の設置（使用）場所	需要等の概要

様式第16の2

年 月 日

一般／特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に係る実績報告書（ストック販売）
（報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月）

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者

氏名又は名称及び代表者の氏名 _____
住所 _____
担当者（所属部署名）_____,（氏名） _____
電話番号（_____）、（内線） _____
メールアドレス _____

下記のとおり報告します。

記

<用いられる又は利用される場合>

仕向地 又は提 供地	貨物名（型番 ・等級含む） 又は技術名	メーカー 名又は提 供者名	数量 単位	価額又 は対価	総額	輸出令別表第 1番号又は外 為令別表番号	需要者又 は利用す る者の 名称	需要者又は利用する者の 所在地	需要等の概要（貨物又は 提供する技術の使用目的 及び使用方法等）	その他の軍事用途 と判断した理由	知り得 た時点（ 年月日）

<用いられる又は利用される疑いがある場合>

仕向地 又は提 供地	貨物名（型番 ・等級含む） 又は技術名	メーカー 名又は提 供者名	数量 単位	価額又 は対価	総額	輸出令別表第 1番号又は外 為令別表番号	需要者又 は利用す る者の 名称	需要者又は利用する者の 所在地	需要等の概要（貨物又は 提供する技術の使用目的 及び使用方法等）	その他の軍事用途 と判断した理由	知り得 た時点（ 年月日）

- 注（１）本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。
- （２）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。
- （３）対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。
- （４）同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月にわたる場合は最初の輸出又は提供を行った日を基準にまとめて報告してください。
その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。
- （５）「一般」と「特別一般」のうち、該当しない方を取消線で消してください。

一般／特別一般包括役務取引許可に係る実績報告書（ストック販売）
（報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月）

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者

氏名又は名称及び代表者の氏名 _____

住所 _____

担当者（所属部署名）____、（氏名） _____

電話番号（ _____ ）、（内線） _____

メールアドレス _____

下記のとおり報告します。

記

<利用される場合>

提供地	技術名	提供者名	数量 単位	対価	総額	外為令別表 番号	利用する 者の名称	利用する者の所在地	需要等の概要（提供す る技術の使用目的及び使 用方法等）	その他の軍事用途 と判断した理由	知り得 た時点 （年月 日）

<利用される疑いがある場合>

提供地	技術名	提供者名	数量 単位	対価	総額	外為令別表 番号	利用する 者の名称	利用する者の所在地	需要等の概要（提供す る技術の使用目的及び使 用方法等）	その他の軍事用途 と判断した理由	知り得 た時点 （年月 日）

注（１）本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。

（２）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。

（３）対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。

（４）同一の契約に係る技術の提供が複数月にわたる場合は最初の提供を行った日を基準にまとめて報告してください。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

（５）「一般」と「特別一般」のうち、該当しない方を取消線で消してください。

様式第18の2

年 月 日

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に係る実績報告書

（報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月）

（輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、
「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出した場合に限る。）

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
社名及び代表者名
住所
担当者(所属部署名) 、(氏名)
電話番号 、(内線)
メールアドレス

下記のとおり報告します。

記

仕 向 地	貨物名（型番・ 等級含む）	メーカ一 名	数量 単位	単価	総額	買主の名称	荷受人の名称	需要者の名称	需要者の所在地及び設 置（使用）場所	需要等の概要（貨物の使用 目的及び使用方法等）	通関年月日

- 注（1）本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。
- （2）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。
- （3）対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。
- （4）同一の契約に係る輸出が複数月にわたる場合は最初の輸出を行った日を基準にまとめて報告してください。
その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。
- （5）添付資料：需要者から取得した最終用途誓約書の写し

様式第23

年 月 日

重水素・重水素化合物（輸出令別表第1の2の項（3）に係る実績報告書

報告の対象期間： 年 月 ～ 年 月

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
 社名及び代表者名
 住所
 担当者（所属部署名） (氏名)
 電話番号 (内線)
 メールアドレス

包括の種類（一般・特一・特定）	仕向地	貨物名 (型番・等級含む)	メーカー名	数量 単位	数量	重水素の原子質量の 総重量（1数量単位 あたり）	単価	総額	買主の名称	荷受人の名称	需要者名称・住所	需要等の概要 (貨物の使用目的及び使用方法等)	通関年月日

- 注（1）本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。
- （2）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。
- （3）対象期間に発生した報告事項を契約毎に全て記載してください。
- （4）同一の契約に係る輸出が複数月にわたる場合は最初の輸出を行った日を基準にまとめて報告してください。
 その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。
- （5）許可番号は、本報告対象貨物の輸出に係る包括許可の許可番号を全て記載し、「包括の種類」欄にその区分（一般・特一・特定）を記載してください。
- （6）添付資料：カタログ又は仕様書等の技術資料（重水素又は重水素化合物が貨物にどのように組み込まれているかが分かるもの）

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号）

改 正 後				現 行			
別表1 貨物、仕向地及び提出書類				別表1 貨物、仕向地及び提出書類			
貨物	仕向地	提出書類	申請窓口	貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
(略)				(略)			
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第3号(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が <u>20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。</u>)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局	輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第3号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が <u>1キログラム未満のものに限る。</u>)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	「い地域①」及び「り地域」	A	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第3号(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が <u>20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。</u>)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	い地域②	B1	経済産業局	輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第3号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が <u>1キログラム未満のものに限る。</u>)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	い地域②	B1	経済産業局
(略)				(略)			
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)・(ロ) (略) <u>(ハ) 輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当するもの</u> (ニ)～(チ) (略)	と地域①(り地域を除く)	A	経済産業局(※1)	輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)・(ロ) (略) (新設) (ハ)～(ト) (略)	と地域①(り地域を除く)	A	経済産業局(※1)
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げ	ち地域	C	本省	輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げ	ち地域	C	本省

る貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)・(ロ) (略) <u>(ハ) 輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当するもの</u> (ニ)～(チ) (略)			
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)～(ハ) (略) <u>(ニ) 輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当するもの</u> (ホ)～(ヌ) (略)	り地域	A	経 済 産 業 局 (※ 1)
(略)			
輸出令別表第1の7の項(2)、 <u>(16)</u> 、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、 <u>第十七号へ(四)</u> 、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。) <u>又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u> のいずれかに該当するもの	「い地域①」及び「り地域」	A	経 済 産 業 局
輸出令別表第1の7の項(2)、 <u>(16)</u> 、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、 <u>第十七号へ(四)</u> 、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。) <u>又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u> のいずれかに該当するもの	と地域②	B 2	本省
輸出令別表第1の7の項(2)、 <u>(16)</u> 、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器	ち地域	C	本省

る貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)・(ロ) (略) (新設) (ハ)～(ト) (略)			
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)～(ハ) (略) (新設) (ニ)～(リ) (略)	り地域	A	経 済 産 業 局 (※ 1)
(略)			
輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。) <u>又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u> のいずれかに該当するもの	「い地域①」及び「り地域」	A	経 済 産 業 局
輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。) <u>又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u> のいずれかに該当するもの	と地域②	B 2	本省
輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分	ち地域	C	本省

の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、 <u>第十七号へ（四）、第十八号（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）又は第二十二号から第二十四号まで（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）のいずれかに該当するもの</u>			
(略)			

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技術	提供先 国	提出 書類	申請 窓口
(略)			
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>又は別表2の付表2（1（ロ）及び2（ロ）を除く。）</u> に掲げる技術	「い地域①」 及び 「り地域」	TA	経 済 産 業 局
<u>外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表2（1（ロ）及び2（ロ）に限る。）</u> に掲げる技術	「い地域①」 及び 「り地域」	<u>TB</u> <u>2</u>	<u>本省</u>
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>又は</u> 別表2の付表2に掲げる技術	と地域 ②	TB 2	本省
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>又は</u> 別表2の付表2に掲げる技術	ち地域	TC	本省
(略)			
外為令別表の5の項の中欄に掲げる技術であって輸出令別表第1の5の項（17）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物に係る技術 <u>又は</u> 外為令別表7の項の中欄に掲げる技術であって輸出令別表第1の7の項（19）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物	り地域	TC	本省

品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十八号（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）又は第二十二号から第二十四号まで（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）のいずれかに該当するもの			
(略)			

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技術	提供先 国	提出 書類	申請 窓口
(略)			
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	「い地域①」 及 び 「り地域」	TA	経 済 産 業 局
(新設)			
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	と地域 ②	TB 2	本省
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1 <u>及び</u> 別表2の付表2に掲げる技術	ち地域	TC	本省
(略)			
外為令別表の5の項の中欄に掲げる技術であって輸出令別表第1の5の項（17）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物に係る技術 <u>及び</u> 外為令別表7の項の中欄に掲げる技術であって輸出令別表第1の7の項（19）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物	り地域	TC	本省

に係る技術			
(略)			

別表2の付表1 (略)

別表2の付表2

- 1 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第2号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(イ) (略)

(ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当する貨物に係るもの

(ハ)・(ニ) (略)

- 2 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第5号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(イ) 貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)に該当する貨物に係るもの

(ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当する貨物に係るもの

- 3 外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第2項に該当するもののうち、貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当する貨物に係るもの

4 (略)

別表3 国及び地域区分の対照表

地域名 国・地域名	い地域①～と地域②	<u>と地域③</u>	ち地域・り地域
アイスランド	(略)	<u>○</u>	(略)
アイルランド	(略)		(略)
アゼルバイジャン	(略)	<u>○</u>	(略)
アフガニスタン	(略)		(略)
アメリカ合衆国	(略)		(略)
アラブ首長国連邦	(略)	<u>○</u>	(略)
アルジェリア	(略)	<u>○</u>	(略)
アルゼンチン	(略)		(略)
アルバニア	(略)	<u>○</u>	(略)

に係る技術			
(略)			

別表2の付表1 (略)

別表2の付表2

- 1 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第2号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(イ) (略)

(新設)

(ロ)・(ハ) (略)

- 2 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第5号に該当するもののうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)に該当する貨物に係るもの

(新設)

3 (略)

別表3 国及び地域区分の対照表

地域名 国・地域名	い地域①～と地域②	(新設)	ち地域・り地域
アイスランド	(略)	(新設)	(略)
アイルランド	(略)		(略)
アゼルバイジャン	(略)	(新設)	(略)
アフガニスタン	(略)		(略)
アメリカ合衆国	(略)		(略)
アラブ首長国連邦	(略)	(新設)	(略)
アルジェリア	(略)	(新設)	(略)
アルゼンチン	(略)		(略)
アルバニア	(略)	(新設)	(略)

アルメニア	(略)	<u>○</u>	(略)
アンゴラ	(略)	<u>○</u>	(略)
アンティグア・バーブーダ	(略)	<u>○</u>	(略)
アンドラ	(略)	<u>○</u>	(略)
イエメン	(略)	<u>○</u>	(略)
イスラエル	(略)	<u>○</u>	(略)
イタリア	(略)		(略)
イラク	(略)		(略)
イラン	(略)		(略)
インド	(略)		(略)
インドネシア	(略)	<u>○</u>	(略)
ウガンダ	(略)	<u>○</u>	(略)
ウクライナ	(略)		(略)
ウズベキスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
ウルグアイ	(略)	<u>○</u>	(略)
英国	(略)		(略)
エクアドル	(略)	<u>○</u>	(略)
エジプト	(略)	<u>○</u>	(略)
エストニア	(略)		(略)
エスワティニ	(略)	<u>○</u>	(略)
エチオピア	(略)	<u>○</u>	(略)
エリトリア	(略)	<u>○</u>	(略)
エルサルバドル	(略)	<u>○</u>	(略)
オーストラリア	(略)		(略)
オーストリア	(略)		(略)
オマーン	(略)	<u>○</u>	(略)
オランダ	(略)		(略)
ガーナ	(略)	<u>○</u>	(略)
カーボベルデ	(略)	<u>○</u>	(略)
ガイアナ	(略)	<u>○</u>	(略)
カザフスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
カタール	(略)	<u>○</u>	(略)
カナダ	(略)		(略)
ガボン	(略)	<u>○</u>	(略)

アルメニア	(略)	(新設)	(略)
アンゴラ	(略)	(新設)	(略)
アンティグア・バーブーダ	(略)	(新設)	(略)
アンドラ	(略)	(新設)	(略)
イエメン	(略)	(新設)	(略)
イスラエル	(略)	(新設)	(略)
イタリア	(略)		(略)
イラク	(略)		(略)
イラン	(略)		(略)
インド	(略)		(略)
インドネシア	(略)	(新設)	(略)
ウガンダ	(略)	(新設)	(略)
ウクライナ	(略)		(略)
ウズベキスタン	(略)	(新設)	(略)
ウルグアイ	(略)	(新設)	(略)
英国	(略)		(略)
エクアドル	(略)	(新設)	(略)
エジプト	(略)	(新設)	(略)
エストニア	(略)		(略)
エスワティニ	(略)	(新設)	(略)
エチオピア	(略)	(新設)	(略)
エリトリア	(略)	(新設)	(略)
エルサルバドル	(略)	(新設)	(略)
オーストラリア	(略)		(略)
オーストリア	(略)		(略)
オマーン	(略)	(新設)	(略)
オランダ	(略)		(略)
ガーナ	(略)	(新設)	(略)
カーボベルデ	(略)	(新設)	(略)
ガイアナ	(略)	(新設)	(略)
カザフスタン	(略)	(新設)	(略)
カタール	(略)	(新設)	(略)
カナダ	(略)		(略)
ガボン	(略)	(新設)	(略)

カメルーン	(略)	○	(略)
ガンビア	(略)	○	(略)
カンボジア	(略)	○	(略)
北朝鮮	(略)		(略)
北マケドニア	(略)	○	(略)
ギニア	(略)	○	(略)
ギニアビサウ	(略)	○	(略)
キプロス	(略)	○	(略)
キューバ	(略)	○	(略)
ギリシャ	(略)		(略)
キリバス	(略)	○	(略)
キルギス	(略)	○	(略)
グアテマラ	(略)	○	(略)
クウェート	(略)	○	(略)
クック諸島	(略)	○	(略)
グレナダ	(略)	○	(略)
クロアチア	(略)		(略)
ケニア	(略)	○	(略)
コートジボワール	(略)	○	(略)
コスタリカ	(略)	○	(略)
コンボ	(略)	○	(略)
コモロ	(略)	○	(略)
コロンビア	(略)	○	(略)
コンゴ共和国	(略)	○	(略)
コンゴ民主共和国	(略)		(略)
サウジアラビア	(略)	○	(略)
サモア	(略)	○	(略)
サントメ・プリンシペ	(略)	○	(略)
ザンビア	(略)	○	(略)
サンマリノ	(略)	○	(略)
シエラレオネ	(略)	○	(略)
ジブチ	(略)	○	(略)
ジャマイカ	(略)	○	(略)
ジョージア	(略)	○	(略)

カメルーン	(略)	(新設)	(略)
ガンビア	(略)	(新設)	(略)
カンボジア	(略)	(新設)	(略)
北朝鮮	(略)		(略)
北マケドニア	(略)	(新設)	(略)
ギニア	(略)	(新設)	(略)
ギニアビサウ	(略)	(新設)	(略)
キプロス	(略)	(新設)	(略)
キューバ	(略)	(新設)	(略)
ギリシャ	(略)		(略)
キリバス	(略)	(新設)	(略)
キルギス	(略)	(新設)	(略)
グアテマラ	(略)	(新設)	(略)
クウェート	(略)	(新設)	(略)
クック諸島	(略)	(新設)	(略)
グレナダ	(略)	(新設)	(略)
クロアチア	(略)		(略)
ケニア	(略)	(新設)	(略)
コートジボワール	(略)	(新設)	(略)
コスタリカ	(略)	(新設)	(略)
コンボ	(略)	(新設)	(略)
コモロ	(略)	(新設)	(略)
コロンビア	(略)	(新設)	(略)
コンゴ共和国	(略)	(新設)	(略)
コンゴ民主共和国	(略)		(略)
サウジアラビア	(略)	(新設)	(略)
サモア	(略)	(新設)	(略)
サントメ・プリンシペ	(略)	(新設)	(略)
ザンビア	(略)	(新設)	(略)
サンマリノ	(略)	(新設)	(略)
シエラレオネ	(略)	(新設)	(略)
ジブチ	(略)	(新設)	(略)
ジャマイカ	(略)	(新設)	(略)
ジョージア	(略)	(新設)	(略)

シリア	(略)	<u>○</u>	(略)
シンガポール	(略)		(略)
ジンバブエ	(略)	<u>○</u>	(略)
スイス	(略)		(略)
スウェーデン	(略)		(略)
スーダン	(略)		(略)
スペイン	(略)		(略)
スリナム	(略)	<u>○</u>	(略)
スリランカ	(略)	<u>○</u>	(略)
スロバキア	(略)		(略)
スロベニア	(略)		(略)
セーシェル	(略)	<u>○</u>	(略)
赤道ギニア	(略)	<u>○</u>	(略)
セネガル	(略)	<u>○</u>	(略)
セルビア	(略)	<u>○</u>	(略)
セントクリストファー・ネービス	(略)	<u>○</u>	(略)
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	(略)	<u>○</u>	(略)
セントルシア	(略)	<u>○</u>	(略)
ソマリア	(略)		(略)
ソロモン諸島	(略)	<u>○</u>	(略)
タイ	(略)	<u>○</u>	(略)
大韓民国	(略)		(略)
台湾	(略)		(略)
タジキスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
タンザニア	(略)	<u>○</u>	(略)
チェコ	(略)		(略)
チャド	(略)	<u>○</u>	(略)
中央アフリカ	(略)		(略)
中華人民共和国	(略)	<u>○</u>	(略)
チュニジア	(略)	<u>○</u>	(略)
チリ	(略)	<u>○</u>	(略)
ツバル	(略)	<u>○</u>	(略)

シリア	(略)	(新設)	(略)
シンガポール	(略)		(略)
ジンバブエ	(略)	(新設)	(略)
スイス	(略)		(略)
スウェーデン	(略)		(略)
スーダン	(略)		(略)
スペイン	(略)		(略)
スリナム	(略)	(新設)	(略)
スリランカ	(略)	(新設)	(略)
スロバキア	(略)		(略)
スロベニア	(略)		(略)
セーシェル	(略)	(新設)	(略)
赤道ギニア	(略)	(新設)	(略)
セネガル	(略)	(新設)	(略)
セルビア	(略)	(新設)	(略)
セントクリストファー・ネービス	(略)	(新設)	(略)
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	(略)	(新設)	(略)
セントルシア	(略)	(新設)	(略)
ソマリア	(略)		(略)
ソロモン諸島	(略)	(新設)	(略)
タイ	(略)	(新設)	(略)
大韓民国	(略)		(略)
台湾	(略)		(略)
タジキスタン	(略)	(新設)	(略)
タンザニア	(略)	(新設)	(略)
チェコ	(略)		(略)
チャド	(略)	(新設)	(略)
中央アフリカ	(略)		(略)
中華人民共和国	(略)	(新設)	(略)
チュニジア	(略)	(新設)	(略)
チリ	(略)	(新設)	(略)
ツバル	(略)	(新設)	(略)

デンマーク	(略)		(略)
ドイツ	(略)		(略)
トーゴ	(略)	<u>○</u>	(略)
ドミニカ	(略)	<u>○</u>	(略)
ドミニカ共和国	(略)	<u>○</u>	(略)
トリニダード・トバゴ	(略)	<u>○</u>	(略)
トルクメニスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
トルコ	(略)		(略)
トンガ	(略)	<u>○</u>	(略)
ナイジェリア	(略)	<u>○</u>	(略)
ナウル	(略)	<u>○</u>	(略)
ナミビア	(略)	<u>○</u>	(略)
ニウエ	(略)	<u>○</u>	(略)
ニカラグア	(略)	<u>○</u>	(略)
ニジェール	(略)	<u>○</u>	(略)
ニュージーランド	(略)		(略)
ネパール	(略)	<u>○</u>	(略)
ノルウェー	(略)		(略)
バーレーン	(略)	<u>○</u>	(略)
ハイチ	(略)	<u>○</u>	(略)
パキスタン	(略)	<u>○</u>	(略)
バチカン	(略)	<u>○</u>	(略)
パナマ	(略)	<u>○</u>	(略)
バヌアツ	(略)	<u>○</u>	(略)
バハマ	(略)	<u>○</u>	(略)
パプアニューギニア	(略)	<u>○</u>	(略)
パラオ	(略)	<u>○</u>	(略)
パラグアイ	(略)	<u>○</u>	(略)
バルバドス	(略)	<u>○</u>	(略)
ハンガリー	(略)		(略)
バングラデシュ	(略)	<u>○</u>	(略)
東ティモール	(略)	<u>○</u>	(略)
フィジー	(略)	<u>○</u>	(略)
フィリピン	(略)	<u>○</u>	(略)

デンマーク	(略)		(略)
ドイツ	(略)		(略)
トーゴ	(略)	(新設)	(略)
ドミニカ	(略)	(新設)	(略)
ドミニカ共和国	(略)	(新設)	(略)
トリニダード・トバゴ	(略)	(新設)	(略)
トルクメニスタン	(略)	(新設)	(略)
トルコ	(略)		(略)
トンガ	(略)	(新設)	(略)
ナイジェリア	(略)	(新設)	(略)
ナウル	(略)	(新設)	(略)
ナミビア	(略)	(新設)	(略)
ニウエ	(略)	(新設)	(略)
ニカラグア	(略)	(新設)	(略)
ニジェール	(略)	(新設)	(略)
ニュージーランド	(略)		(略)
ネパール	(略)	(新設)	(略)
ノルウェー	(略)		(略)
バーレーン	(略)	(新設)	(略)
ハイチ	(略)	(新設)	(略)
パキスタン	(略)	(新設)	(略)
バチカン	(略)	(新設)	(略)
パナマ	(略)	(新設)	(略)
バヌアツ	(略)	(新設)	(略)
バハマ	(略)	(新設)	(略)
パプアニューギニア	(略)	(新設)	(略)
パラオ	(略)	(新設)	(略)
パラグアイ	(略)	(新設)	(略)
バルバドス	(略)	(新設)	(略)
ハンガリー	(略)		(略)
バングラデシュ	(略)	(新設)	(略)
東ティモール	(略)	(新設)	(略)
フィジー	(略)	(新設)	(略)
フィリピン	(略)	(新設)	(略)

フィンランド	(略)		(略)
ブータン	(略)	○	(略)
ブラジル	(略)	○	(略)
フランス	(略)		(略)
ブルガリア	(略)		(略)
ブルキナファソ	(略)	○	(略)
ブルネイ	(略)	○	(略)
ブルンジ	(略)	○	(略)
ベトナム	(略)	○	(略)
ベナン	(略)	○	(略)
ベネズエラ	(略)	○	(略)
ベラルーシ	(略)		(略)
ベリーズ	(略)	○	(略)
ペルー	(略)	○	(略)
ベルギー	(略)		(略)
ポーランド	(略)		(略)
ボスニア・ヘルツェゴビナ	(略)	○	(略)
ボツワナ	(略)	○	(略)
ボリビア	(略)	○	(略)
ポルトガル	(略)		(略)
香港	(略)	○	(略)
ホンジュラス	(略)	○	(略)
マーシャル諸島	(略)	○	(略)
マカオ	(略)	○	(略)
マダガスカル	(略)	○	(略)
マラウイ	(略)	○	(略)
マリ	(略)	○	(略)
マルタ	(略)		(略)
マレーシア	(略)	○	(略)
ミクロネシア	(略)	○	(略)
南アフリカ共和国	(略)		(略)
南スーダン	(略)		(略)
ミャンマー	(略)	○	(略)
メキシコ	(略)		(略)

フィンランド	(略)		(略)
ブータン	(略)	(新設)	(略)
ブラジル	(略)	(新設)	(略)
フランス	(略)		(略)
ブルガリア	(略)		(略)
ブルキナファソ	(略)	(新設)	(略)
ブルネイ	(略)	(新設)	(略)
ブルンジ	(略)	(新設)	(略)
ベトナム	(略)	(新設)	(略)
ベナン	(略)	(新設)	(略)
ベネズエラ	(略)	(新設)	(略)
ベラルーシ	(略)		(略)
ベリーズ	(略)	(新設)	(略)
ペルー	(略)	(新設)	(略)
ベルギー	(略)		(略)
ポーランド	(略)		(略)
ボスニア・ヘルツェゴビナ	(略)	(新設)	(略)
ボツワナ	(略)	(新設)	(略)
ボリビア	(略)	(新設)	(略)
ポルトガル	(略)		(略)
香港	(略)	(新設)	(略)
ホンジュラス	(略)	(新設)	(略)
マーシャル諸島	(略)	(新設)	(略)
マカオ	(略)	(新設)	(略)
マダガスカル	(略)	(新設)	(略)
マラウイ	(略)	(新設)	(略)
マリ	(略)	(新設)	(略)
マルタ	(略)		(略)
マレーシア	(略)	(新設)	(略)
ミクロネシア	(略)	(新設)	(略)
南アフリカ共和国	(略)		(略)
南スーダン	(略)		(略)
ミャンマー	(略)	(新設)	(略)
メキシコ	(略)		(略)

モーリシャス	(略)	<u>○</u>	(略)
モーリタニア	(略)	<u>○</u>	(略)
モザンビーク	(略)	<u>○</u>	(略)
モナコ	(略)	<u>○</u>	(略)
モルディブ	(略)	<u>○</u>	(略)
モルドバ	(略)	<u>○</u>	(略)
モロッコ	(略)	<u>○</u>	(略)
モンゴル	(略)	<u>○</u>	(略)
モンテネグロ	(略)	<u>○</u>	(略)
ヨルダン	(略)	<u>○</u>	(略)
ラオス	(略)	<u>○</u>	(略)
ラトビア	(略)		(略)
リトアニア	(略)		(略)
リビア	(略)		(略)
リヒテンシュタイン	(略)	<u>○</u>	(略)
リベリア	(略)	<u>○</u>	(略)
ルーマニア	(略)		(略)
ルクセンブルク	(略)		(略)
ルワンダ	(略)	<u>○</u>	(略)
レソト	(略)	<u>○</u>	(略)
レバノン	(略)		(略)
ロシア	(略)		(略)
その他の地域	(略)	<u>○</u>	(略)

様式3

(略)

最終用途誓約書

(略)

第2節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

(a) 貨物等の説明

(b) (略)

(略)

モーリシャス	(略)	(新設)	(略)
モーリタニア	(略)	(新設)	(略)
モザンビーク	(略)	(新設)	(略)
モナコ	(略)	(新設)	(略)
モルディブ	(略)	(新設)	(略)
モルドバ	(略)	(新設)	(略)
モロッコ	(略)	(新設)	(略)
モンゴル	(略)	(新設)	(略)
モンテネグロ	(略)	(新設)	(略)
ヨルダン	(略)	(新設)	(略)
ラオス	(略)	(新設)	(略)
ラトビア	(略)		(略)
リトアニア	(略)		(略)
リビア	(略)		(略)
リヒテンシュタイン	(略)	(新設)	(略)
リベリア	(略)	(新設)	(略)
ルーマニア	(略)		(略)
ルクセンブルク	(略)		(略)
ルワンダ	(略)	(新設)	(略)
レソト	(略)	(新設)	(略)
レバノン	(略)		(略)
ロシア	(略)		(略)
その他の地域	(略)	(新設)	(略)

様式3

(略)

最終用途誓約書

(略)

第2節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

(a) 貨物等の説明 (例：製造者名／型、等級、種類、 (b) (略)

シリアルナンバー)

(略)

第3節：誓約事項

(略)

(d) ☐ 我々(私)は、上記の貨物等を経済産業省から義務を課された_____(日本の輸出者名)の事前同意なく所有権・使用权を国内の第三者に移転しません。

(e) ☐ 第2節で示した貨物等は_____にのみ販売され_____に使用されます。

(略)

様式4

(略)

最終用途誓約書

(略)

第2節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

(a) 貨物等の説明 (b) (略)

(略)

第3節：誓約事項

(略)

(d) 我々(私)は、上記の貨物等を経済産業省から義務を課された_____(日本の輸出者名)の事前同意なく所有権・使用权を国内の第三者に移転しません。

(e) 第2節で示した貨物等は_____にのみ販売され_____に使用されます。

(略)

様式4

(略)

最終用途誓約書

(略)

第2節：貨物等（貨物、ソフトウェア、技術）

(a) 貨物等の説明 (例：製造者名／製品名、化学薬品名濃度) (b) (略)

(略)

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」(平成24年3月23日付け輸出注意事項24第24号)

改 正 後	現 行
1 輸出者が確認すべき事項 (略) (1) ～ (5) (略) (6) 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン (略) [外国ユーザーリスト掲載企業・組織] ⑰ (略) ⑱ <u>外国ユーザーリスト（令和4年3月10日付け20220307貿局第2号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。</u> [その他] ⑲ (略)	1 輸出者が確認すべき事項 (略) (1) ～ (5) (略) (6) 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン (略) [外国ユーザーリスト掲載企業・組織] ⑰ (略) (新設) [その他] ⑱ (略)

「輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について(お知らせ)」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について(お知らせ)(平成13年5月16日付け貿易経済協力局安全保障貿易管理課)

改 正 後	現 行
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年省令第49号。以下「貨物等省令」という。)第1条第一号から第三号まで(第三号にあつては、原子炉用のものに限る。)、第四号イ、第五号、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二若しくは第十号の三のいずれかに該当するものの輸出又は外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第15条第1項第一号に該当するものの提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為については、二国間の原子力協定等の政府間取極に基づく手続が必要となる場合がありますので、申請に先立って、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課へ問い合わせてください。	輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年省令第49号。以下「貨物等省令」という。)第1条第一号から第三号(試薬又は標準物質として使用されるものであつて、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものを除く。)まで、第四号イ、第五号、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二若しくは第十号の三のいずれかに該当するものの輸出又は外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第15条第1項第一号に該当するものの提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為については、二国間の原子力協定等の政府間取極に基づく手続が必要となる場合がありますので、申請に先立って、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課へ問い合わせてください。